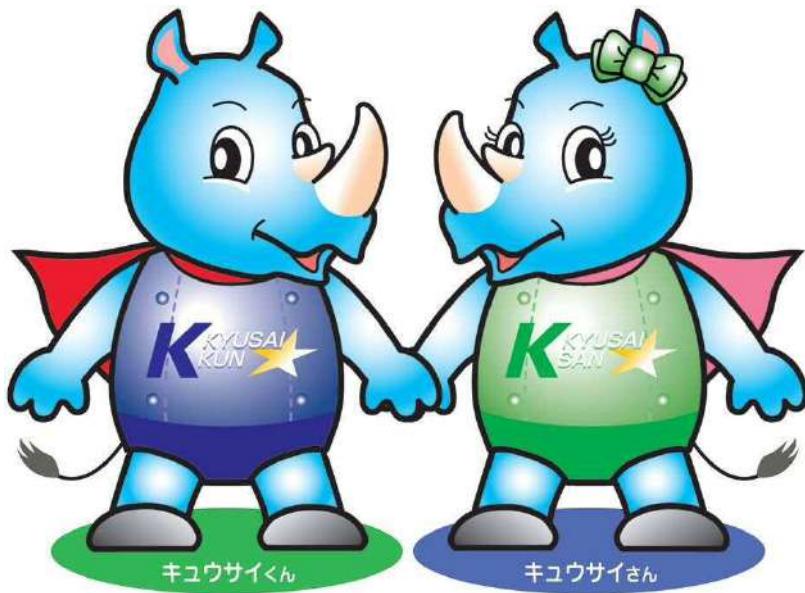


2022 (R4) 年度

豊田市子どもの権利擁護委員

とよた子どもの権利相談室

活動報告書



2023年6月

こことよ

とよた子どもの権利相談室

はじめに（巻頭言）

こことよ（とよた子どもの権利相談室）は15周年を迎えます

豊田市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 山谷 奈津子

豊田市子ども条例は、2022年に施行15周年を迎えるました。

制定から15年経ち、たくさんの子どもたちの権利が守られ、権利学習などを通じて子どもの権利条約や豊田市子ども条例のことを多くの子どもたちが知ってくれるようになりました。

しかし、日本では子どもの権利に対する認識がまだまだ浸透しておらず、今も日本のどこかで子どもの権利が侵害し続けられています。特に大人の方に子どもの権利を大事にするという意識が徹底され、子どもが自分らしく暮らしやすい世の中になってくれることを切に願うとともに、こことよも子どもたちの権利を守るために努力をし続けなければならないと思っています。

また、15年前には想定されていなかった権利、例えば、デジタル社会において子どもたちがオンラインで学ぶ権利など、新しい権利への視点も必要かもしれません。

こことよ（とよた子どもの権利相談室）は、豊田市子ども条例によって規定された豊田市子どもの権利擁護委員と擁護委員制度をサポートする相談機関ですが、2023年10月に設置から15周年を迎えます。

2023年11月25日、26日には、子どもの権利条約フォーラムが開催され、今年度は豊田市で開催されることが決まっています。全国から子どもの権利に関心のある人たちが豊田に集まります。権利条約フォーラムの中で、こことよ15周年を記念して活動報告会を行い、その中で、大人だけでなく子どもたちにも参加してもらい、子どもの権利についての意見交換を開催する予定です。ほかにも、子どもたちも参加できる様々な分科会やイベントが開催される予定ですので、ぜひみなさまもご参加ください。

さて、こことよの相談の現状ですが、一時期コロナ禍で大幅に減少した相談件数がコロナ前の水準に戻りつつあります。昨年度の新規相談件数が82件に対し、今年度は95件と増加しています。また、昨年度の延べ相談件数は382件に対し、今年度は722件と激増しています。相談内容としては、特に、いじめ、交友関係の悩み、不登校、虐待の件数が多く、内容としても非常に複雑で重大なものとなっています。

これは、コロナが落ち着いてきたことにより行事や子ども同士が関わることが増え、人間関係のトラブルやストレスが増えてきたという見方もあります。今後もいじめなどの複雑で重大な相談は、増えていくことが予測されます。

このように複雑で解決が難しい相談が増えたことにより、1回の相談で

は終わらず、継続相談が非常に増え、場合によっては学校等の関係機関に情報収集のために訪問したり、関係機関とケース会議をしたりする案件も増えています。相談室内で電話・面談相談をするだけではなく、関係機関に出向いての活動も多くなっているため、こことよの役割が非常に大きなものとなっています。

また、こことよは、子どもの権利に関する広報啓発活動として、豊田市次世代育成課が行っている権利学習プログラムや中学校での子どもの権利啓発事業に参加してきましたが、2023年度からは今まで以上に子どもの権利の普及について力を入れたいと考えています。

まず、小学5年生について擁護委員がすべての小学校を6年かけてまわり、対面で子どもの権利に関する授業をすることになっています。また、対面での授業をできない年の小学5年生、及び中学2年生については、権利について擁護委員が解説する動画を見てもらうことになっています。

また、中学校での子どもの権利啓発事業について、2022年度をもってすべての学校を回り終え、中学校の教職員の方には対面で子どもの権利について研修をさせていただくことができたため、今度は小学校の教職員の方に対し、6年をかけてすべての小学校を回り、子どもの権利についての研修を行うことになっています。

さらに、大人の方にも子どもの権利を知ってもらうため、保護者向けに子どもの権利に関する講演会を開催する予定です。近くの交流館などで講演会を行う予定にしていますので、またご案内したいと思います。ぜひご参加ください。

こことよでは、これまで電話相談、面談相談をメインに行ってきました。

しかし、特に低学年の子などは自分の携帯を持っている子も少なく、また固定電話を置いている家庭も少なくなってきたため、電話やメールでの相談が難しい場合もあります。

そこで、2022年度から手紙での相談もはじめました（「こことよレター」といいます。）。詳しくは、6ページをご覧ください。

こことよレターでは、用紙を切って、折りたたむと封筒が作れるようになっており、切手もはらずに、封筒に手紙を入れてポストに入れるだけでこことよに手紙が届くようになっています。

現在は、権利学習に訪問した学校の子どもたちにしか配っていませんが、今後いろいろ場所でこことよレターを配布する予定です。

悩んでいることがある、苦しんでいることがある子どもたちの声を少しでも聞けるように、こことよではこれからも子どもたちに寄り添い続けていきたいと思います。

引き続きこことよをよろしくお願いします。

もくじ

はじめに（巻頭言）	1
豊田市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 山谷 奈津子	
1 豊田市子どもの権利擁護委員制度	4
2 相談の状況	9
(1) 2022年度の概況	
(2) 相談状況の統計	
(3) 相談の特徴と傾向	
(4) 相談事例	
3 調査・調整活動	22
(1) 申立案件	
(2) 発意案件	
(3) その他の調査・調整	
4 発意に基づく支援活動	35
5 広報・啓発活動	37
6 研究・研修・会議	55
7 拥護委員からのメッセージ	59
こども基本法が施行されました －子どもの権利がもっと大事にされる社会を目指して－	
山谷 奈津子	
デジタル化社会と子どもの権利をめぐる新しい展開	
石井 拓児	
子どもの権利の基盤としての「安全・安心」の実現を目指して －児童養護施設等における「安全委員会方式」の取組みから－	
渡邊 佐知子	
＜参考資料＞	
豊田市子ども条例	69
豊田市子ども規則	80
2022年度擁護委員・相談員・室長名簿	89
あとがき	90

1 豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を図るために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。



●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第1条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

●豊田市子どもの権利擁護委員の設置

（豊田市子ども条例第21条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例
第22条）

- ①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などをすること。
- ②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整をすること。
- ③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第15条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員 3名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2022年度は、弁護士、大学院教授、臨床心理士及び児童福祉の専門家が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員 5名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。

相談室には常時2名～5名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員） 3名

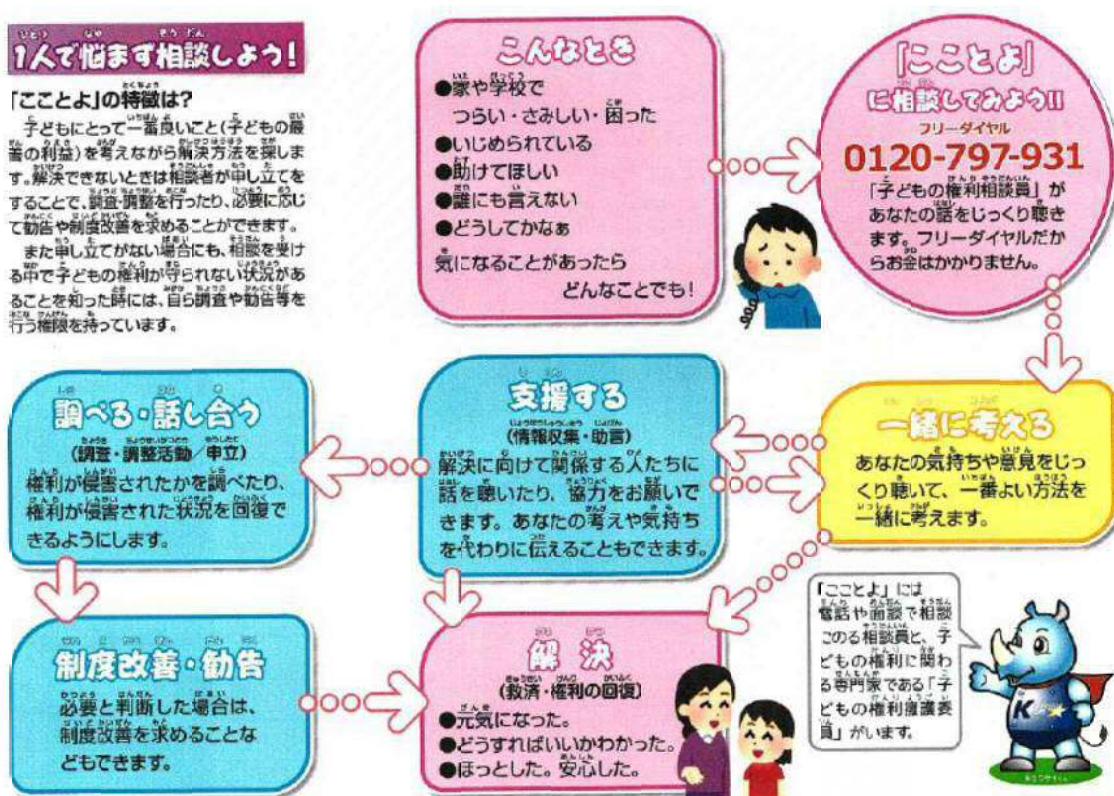
子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長 1名

相談室の事務担当として、次世代育成課職員が務めています。
(R5年度からこども・若者政策課)



＜相談の主な流れ＞



* リーフレットより *

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

秘密は守ります。お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話を聞きます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談は、FAX・メール・手紙でもしています。

※相談電話番号 0120-797-931

(水～日、午後1時～午後6時（金は午後8時まで）)

※FAX番号 0565-33-9314

※メールアドレス

k o d o m o - s o u d a n @ c i t y . t o y o t a . a i c h i . j p

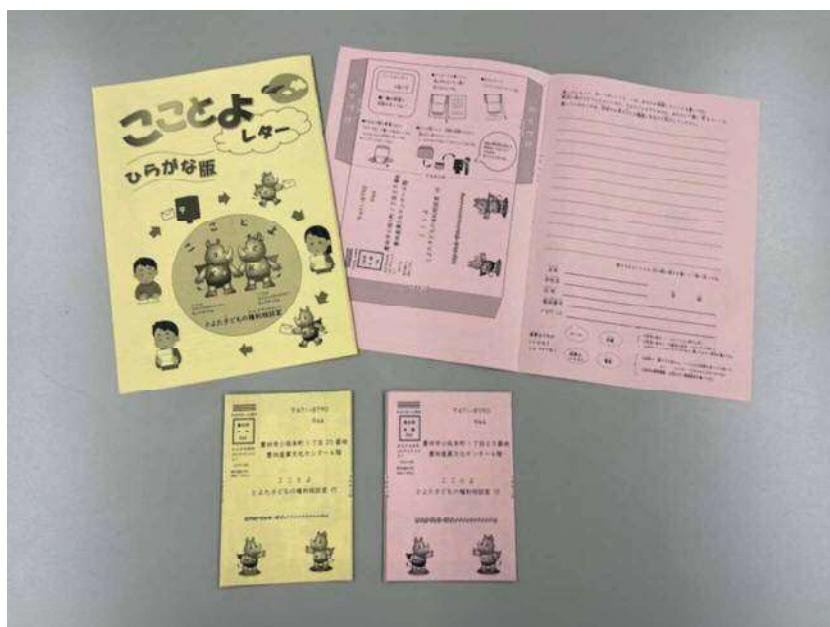
※手紙宛先（住所）

〒471-0034

豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階
こことよ 又は とよた子どもの権利相談室

※こことよレター【New】

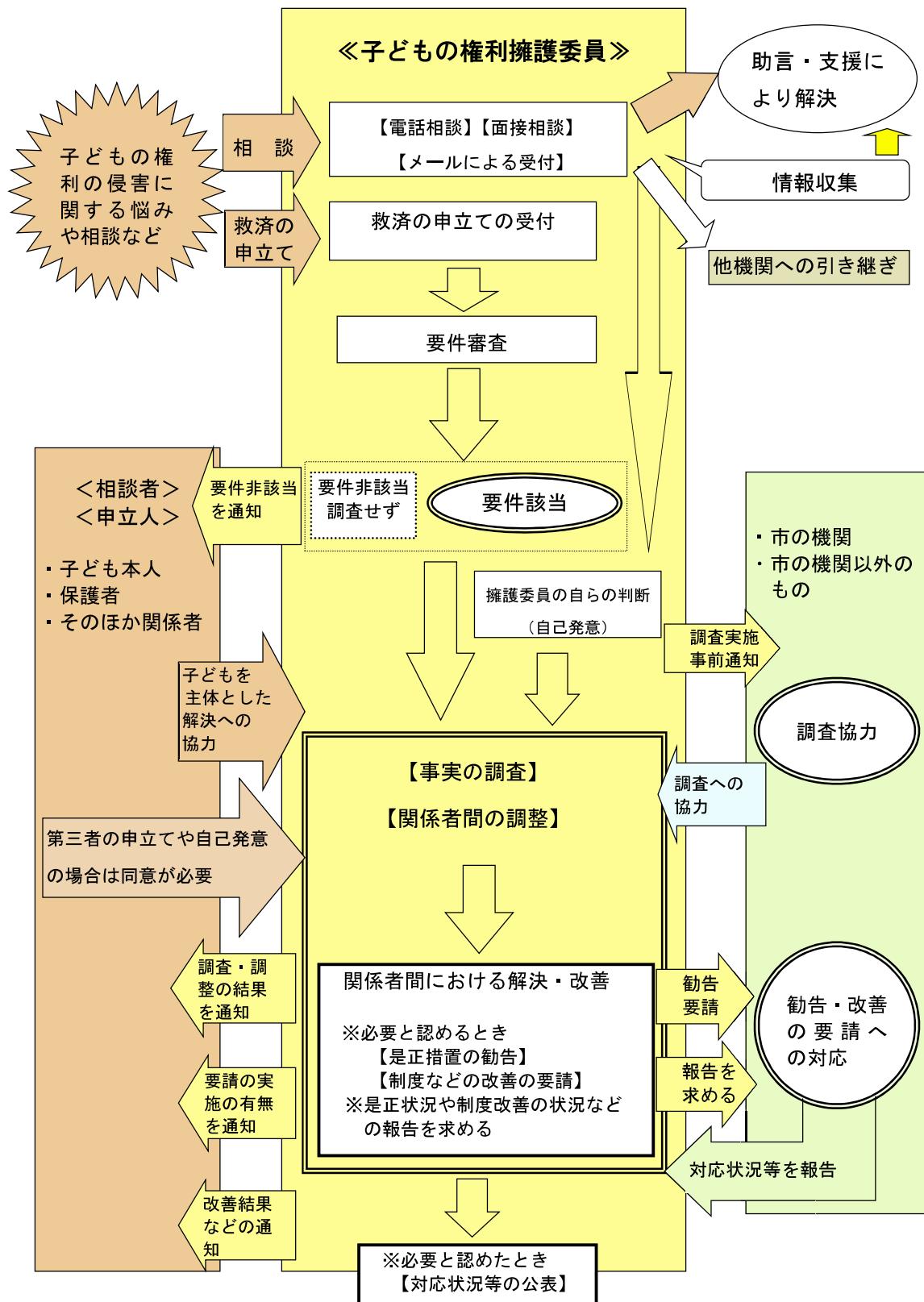
2022年度から、誰でも無料で、手紙で相談できるように
「こことよレター」を作成し、学校での権利学習の時や、市役所
及び豊田産業文化センターで配布しています。



今後は、交流館など配布場所を
増やしていく予定です。
配布にご協力いただける方は、
こことよまでご連絡ください。



＜子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み＞





2 相談の状況

(1) 2022 年度の概況

2022 年度に受け付けた新規（※注1）の相談案件は 95 件でした。

2021 年度と比較すると 13 件増加しています。また、95 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 48 件で全体の 51%、親からの相談は 32 件で全体の 34% でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数（※注2）としています。

2022 年度の延べ回数は 722 回でした。2021 年度の 382 回と比較すると、約 1.9 倍となりました。

2022 年度は相談者からの「申立案件」及び擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」はありませんでしたが、「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 14 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。

電話がつながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

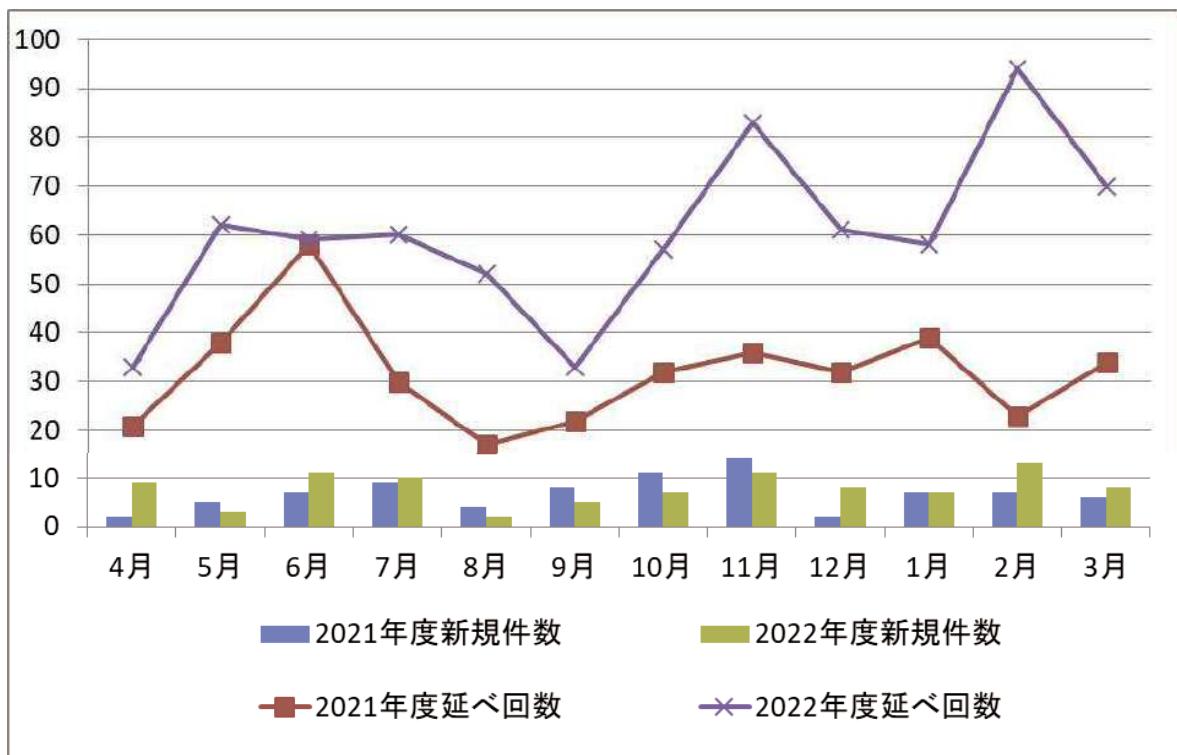
※注 1 「新規」・・・初回の相談のこと

※注 2 「延べ回数」・・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む（例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする）。

(2) 相談状況の統計

とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2022 年度のものを掲載しました。

ア 月別相談件数（新規・延べ）

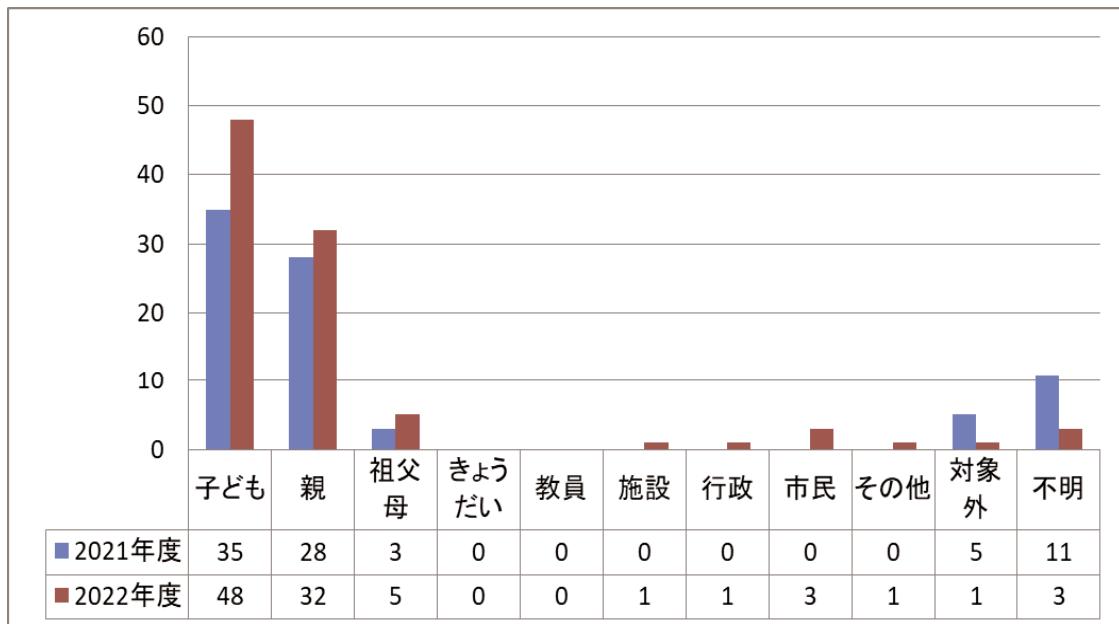


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
2021年度新規件数	2	5	7	9	4	8	11	14	2	7	7	6	82
2022年度新規件数	10	3	11	10	2	5	7	11	8	7	13	8	95
2021年度延べ回数	21	38	58	30	17	22	32	36	32	39	23	34	382
2022年度延べ回数	33	62	59	60	52	33	57	83	61	58	94	70	722

2022年度の新規相談件数が多い月は2月（13件）で、少ない月は8月（2件）でした。延べ相談回数でも2月（94回）が多くなっています。

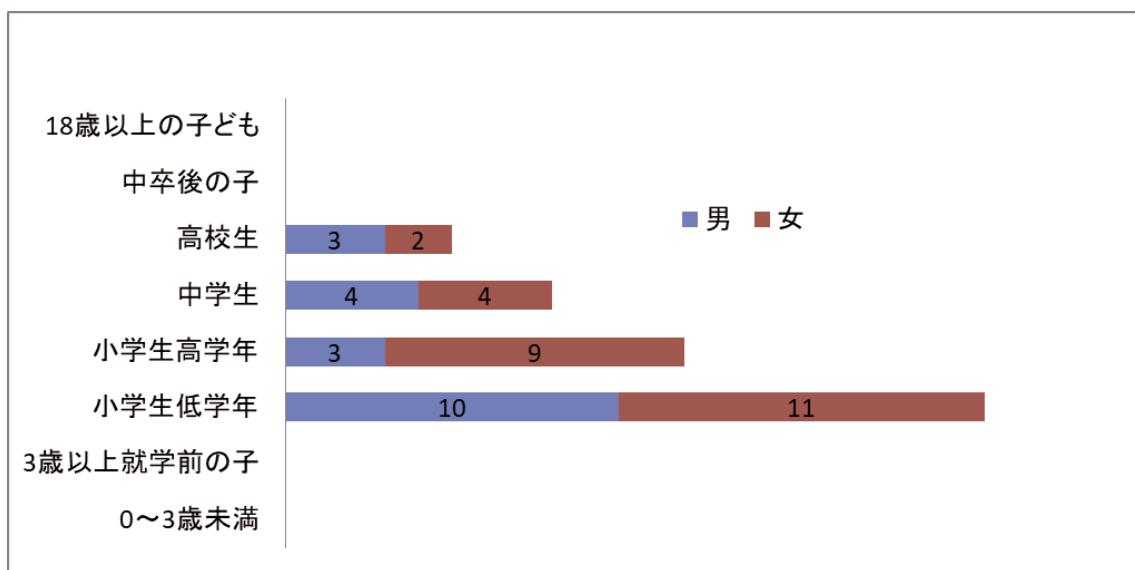
新規件数の総計は、2022年度と比較して13件増加しました。延べ回数でも340回の増加となりました。

イ 相談者別（新規）～初回相談をしてきた人～



相談者別では、子ども本人からの相談が 48 件 (51%) ありました。親からの相談は 32 件 (34%) でした。

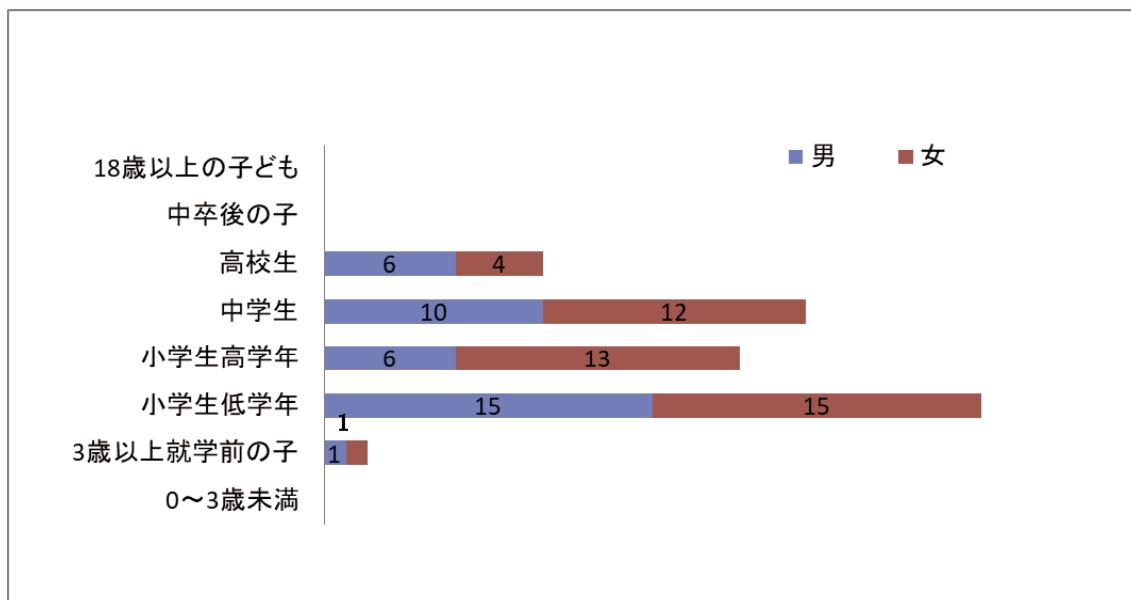
ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）



男子 20 件、女子 26 件でした。性別又は学齢が不明のもの 2 件でした。

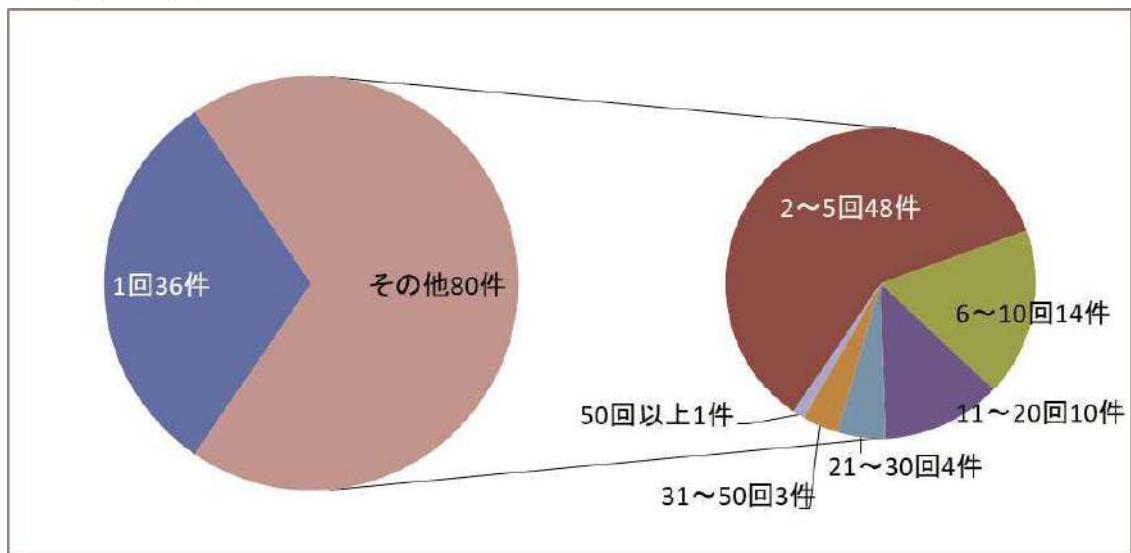
小学生からの相談が多く、33 件 (69%) となっています。

エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）



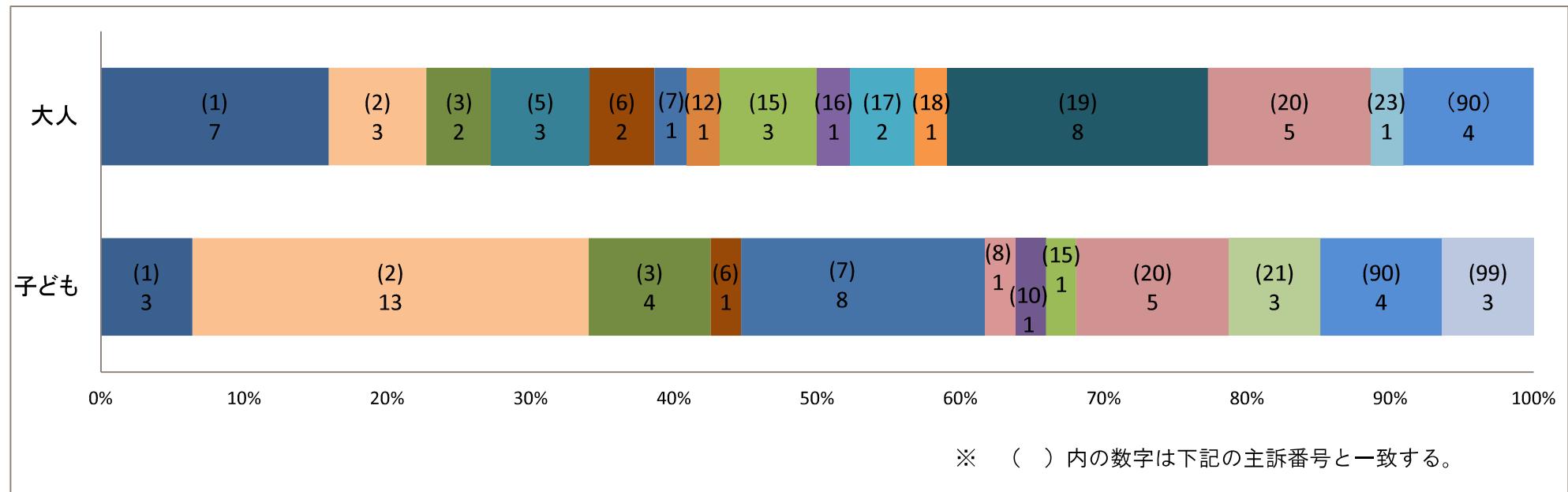
男子 38 件 (40%)、女子 45 件 (47%) で、性別又は学齢が不明のもの及び対象外が 12 件でした。小学生を対象とした相談が多い傾向にあります。

オ 相談の継続回数



1 回の電話で終わった相談は 36 件 (31%) でした。継続した場合、2~5 回の相談 48 件 (41%)、6~10 回の相談が 14 件 (12%) などでした。

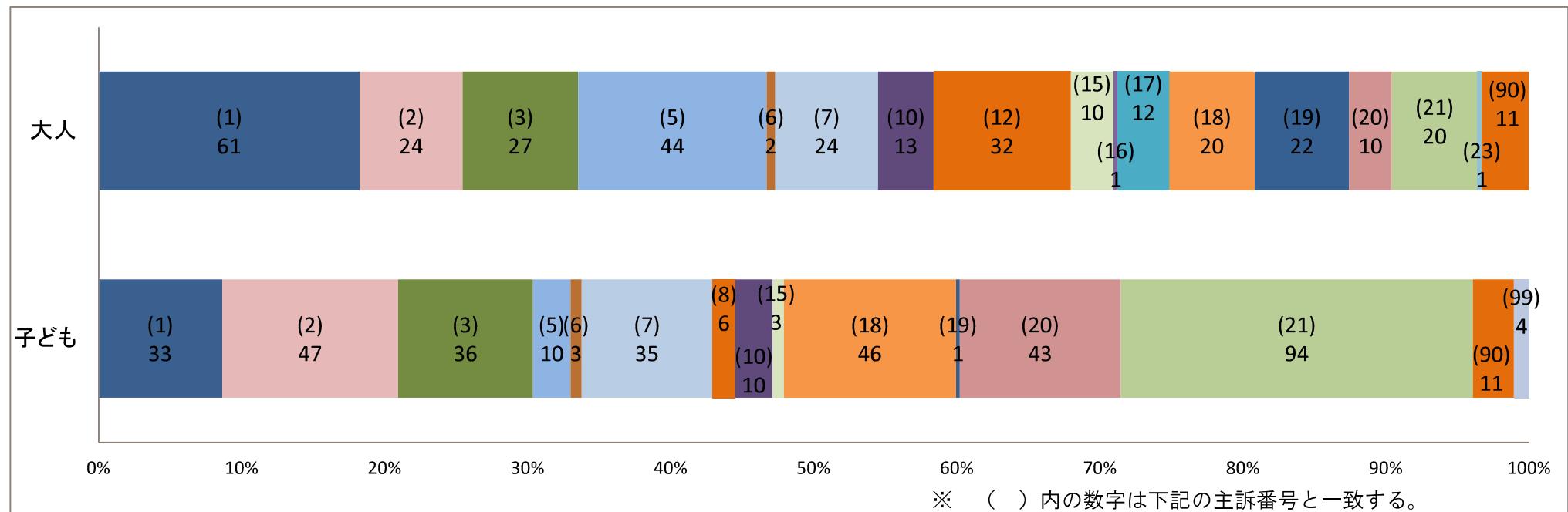
力 相談の主訴（新規）



主訴	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(10)	(12)	(13)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)			
いじめ			交友関係の悩み (いじめ除外のく) （いじめ同士の暴力）	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	の暴力・暴言や威嚇 (保育士等含む)	教職員等 (保育士等含む)	校則など学校のルール	学級崩壊	のその他指導上の問題 (保育士等含む)	教職員等 (保育士等含む)	対学校・こども園等の問題	行政機関の対応の問題	対その他の問題 その他の関係機関の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	7	3	2	3	2	1	0	0	1	0	3	1	2	1	8	5	0	0	1	4	0	44		
子ども	3	13	4	0	1	8	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5	3	0	0	4	3	47		
計	10	16	6	3	3	9	1	1	1	0	4	1	2	1	8	10	3	0	1	8	3	91		
2021計	5	16	1	1	1	0	0	6	0	0	5	0	0	1	5	15	3	0	2	2	3	66		

※相談者が特定できないもの 3 件、対象外 1 件を除く。

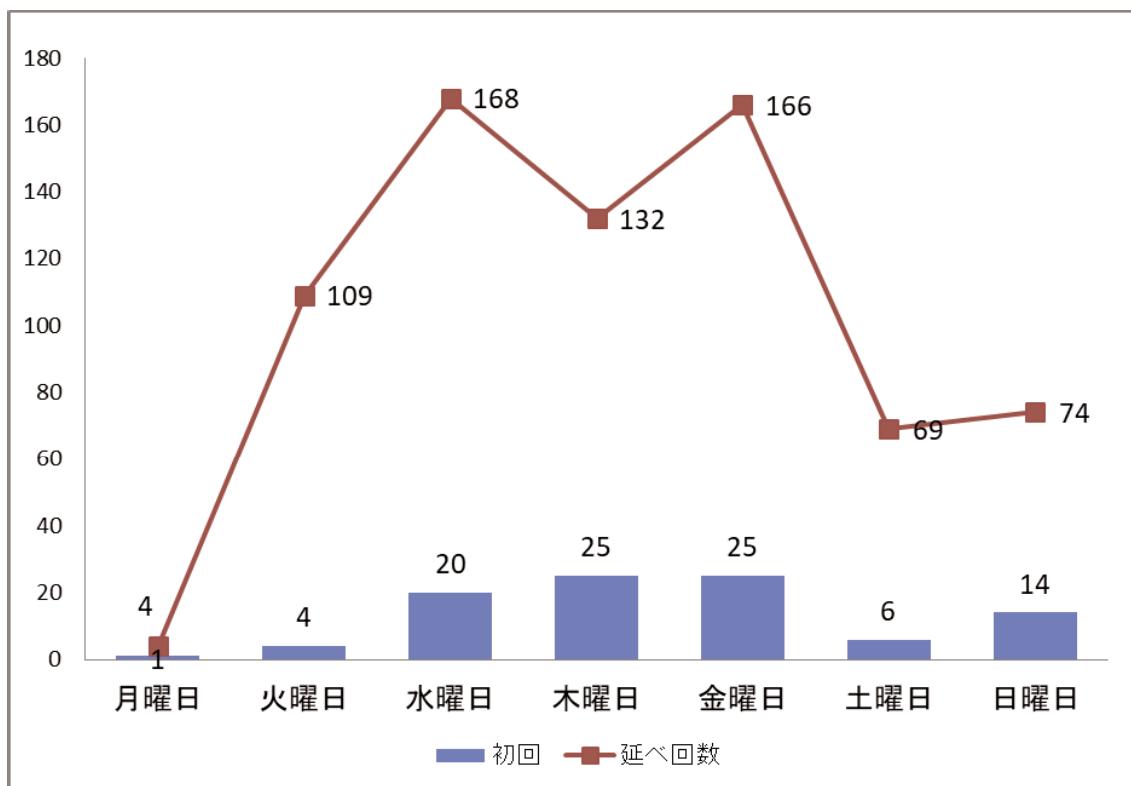
キ 主訴別延べ回数



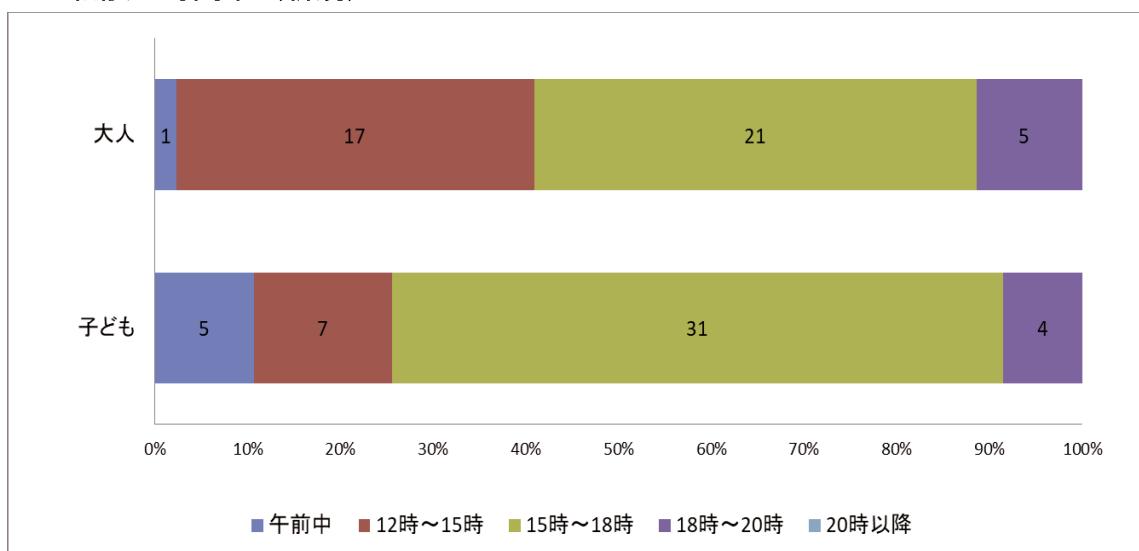
	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(10)	(12)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	
主訴	いじめ	交友関係の悩み(いじめ除外)	子どもの暴力(いじめ同士の暴力)	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	の教職員等(保育士等含む)の暴力・暴言や威嚇	校則など学校のルール	上教職員等のその他指導	の学校問題・こども園等の対応	問行政機関の対応の問題	のその他関係機関の対応	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	61	24	27	44	2	24	0	13	32	10	1	12	20	22	10	20	0	1	11	0	334
子ども	33	47	36	10	3	35	6	10	0	3	0	0	46	1	43	94	0	0	11	4	382
計	94	71	63	54	5	59	6	23	32	13	1	12	66	23	53	114	0	1	22	4	716

※相談者が特定できないもの5回、対象外1回を除く。

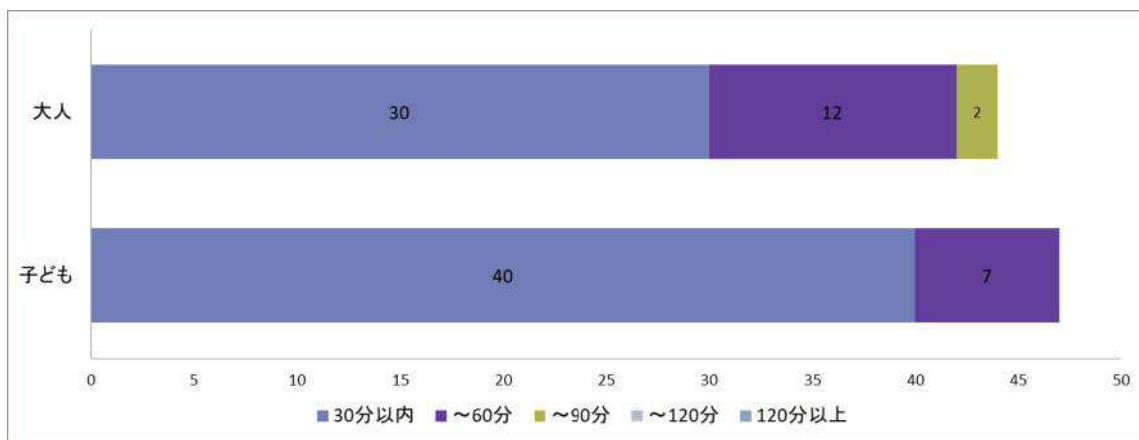
ク 相談の曜日（新規・継続）



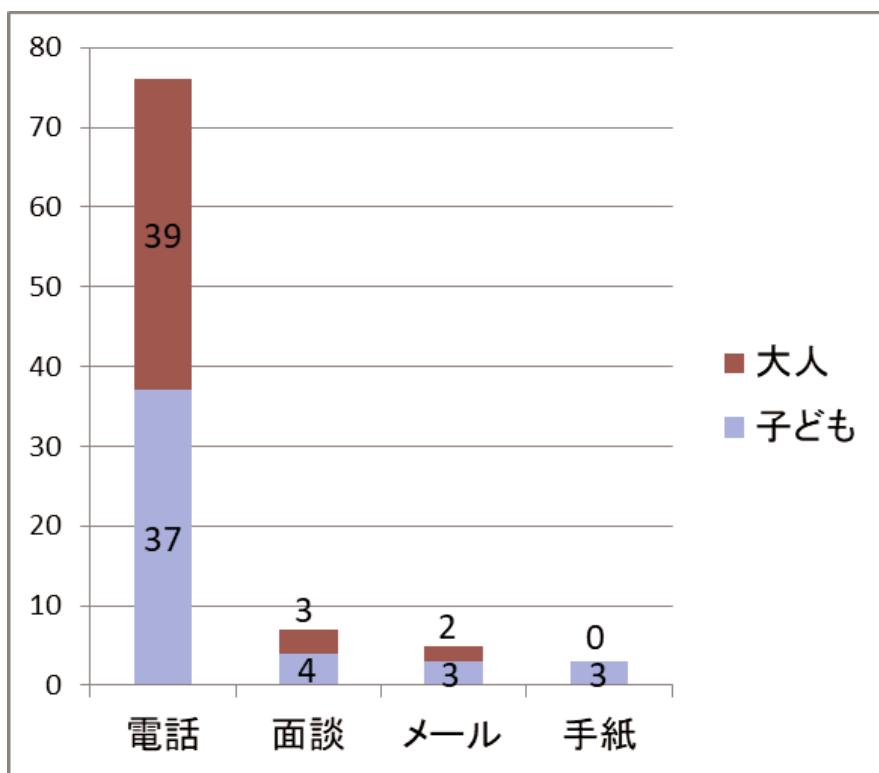
ケ 相談の時間帯（新規）



コ 相談の所要時間（新規）



サ 相談の方法（新規）



(3) 相談の特徴と傾向

相談件数

2021 年度と比較して、新規件数は 82 件から 95 件へと 13 件増加しました。また延べ回数では 382 回から 722 回と 340 回増加しています。これは、新型コロナウィルス感染症による行動制限が緩和されつつある中で、学校や家庭の環境が変化したことによる影響を受けていると思われます。

2022 年度では、子ども本人から新規で直接相談があったのは、2021 年度の 35 件から増加し 48 件でした。これは相談全体の 51% で、2021 年度と比較すると大きな増加となりました。

子ども以外の新規相談では、親からの相談 32 件、祖父母からの相談 5 件などがありました。これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが 7 件ありました。子ども本人からの新規相談 48 件と合わせると 55 件 (58%) となりました。

学校でカードやリーフレットを配布したり、相談室だよりを発行したりした他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的な PR に務めてきましたが、愛称「こことよ」を覚えてもらうとともに、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫を引き続き行ってまいります。

参考グラフ：ア　月別相談件数（新規・延べ）
イ　相談者別（新規）

子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生（低学年）21 件、小学生（高学年）12 件、中学生 8 件、高校生 5 件、不明 2 件となっています。

2021 年度と比較して、特に低学年の小学生からの相談が増加し 9 件の増加となっています。

子どもからの相談では、交友関係の悩みが 13 件 (28%) と、引き続き多い状況が続いている。また、「心身の悩み」が 0 件から 8 件と多くなった一方、家族関係の悩みは半減しています。

全体では、相談内容が多岐に渡っており、子どもたちの悩みが多様化していることがうかがえます。

参考グラフ：ウ　相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）
カ　相談の主訴（新規）

大人からの相談も含めた対象となる子どもの相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小学生が大半を占めています。小学生（低学年）30件、小学生（高学年）19件、中学生22件、高校生10件の相談がありました。

大人からの相談では、「いじめ」の相談が7件あり、2021年度に6件だった「教職員等の暴力・暴言や威嚇」が0件になりましたが、「子育ての悩み」は8件で昨年度の5件より少し増えています。どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室が繋がるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規） カ 相談の主訴（新規）

継続相談

1回の電話で終わらず、継続した件数の割合が2021年度は53%でしたが、2022年度は69%に増えました。電話で相談を受けたり、面談して話を聴いたり、必要があれば学校や関係機関に出向いて話を聴いたりすることもあります。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめや交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聞き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。

参考グラフ：オ 相談の継続回数 キ 主訴別延べ回数

相談の曜日や時間・相談方法

新規の相談では木曜日と金曜日が25件と多く、次いで水曜日の20件となっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聞き取りを行ったり、調査・調整等のための時間にしたりしています。

子どもの相談は、15時から18時の時間帯が多くなっています。また、大人からの相談では、15時から18時の時間帯の他に、子どもが学校から帰ってくる前の12時から15時も多くなっています。

相談の所要時間は、子どもも大人もほとんどが60分以内で終了しています。

初回相談は電話がほとんどですが、直接来室し面談したものが7件ありました。メールでの相談は5件、手紙での相談も3件（こことよレター含む）ありました。

参考グラフ：ク 相談の曜日（新規・継続） ケ 相談の時間帯（新規）
コ 相談の所要時間（新規） サ 相談の方法（新規）

(4) 相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談内容及び対応の概要
事例① 本人 中学生～高校生 女子 対人関係 電話・来室	<p>【相談内容】 この先の進路のことも考えると教室に戻って過ごしたいが、友達関係がうまくできないから教室に戻りたくない。</p> <p>【相談室から】 中学生から高校生の約3年間の中で、こことよと一緒に自分自身と向き合い、少しづつ成長していった案件です。 まずは相談をしてくれたこと、教室に戻ろうと考えていることを肯定的に受け止めながら聴いていました。本人がしてみようとしていること、それをどのように実行してみるのかを丁寧に聞くよう心掛けていましたが、初めは電話の途中で切られてしまうことも度々ありました。 人付き合いが苦手と自覚がある一方、人と関わっていきたいという思いもありましたが、身近な人にはその気持ちを受け止めてもらえない感じているようでした。こことよでは自分の行動や考えを話すことで行動や気持ちの整理ができるよう心掛けました。徐々に話される内容は目の前の行動から、将来に向けての内容に移っていき、視野が広がっていくようになりました。こことよと信頼関係が築かれるようになってくると電話も「聞いていただきありがとうございました」と途中で切れることもなくなりました。 中学から高校にかけてその時々で相談内容は変わっていき、相談当初は自分に自信が持てず行動に移せないこともありますでしたが、徐々に行動に移せるようになり、相談終盤にはなりたい自分になるための行動ができるようになってきました。約3年間の相談期間のうち来室はわずか3回でしたが、電話相談を中心にしては伴走者に徹しました。自分が行動したことと結果が一致するようになると、目の前の人にも相談できるようになったり、感情のコントロールの仕方も考えられるようになりました。自分の行動を自身で確認しながら日々の生活を送れるようになると、たとえうまくいかなくても、「少しづつやっていこうかなと思うので…そんな感じで…」という発言も聞かれるようになりました。</p>

事例② 本人・母親 小学校中学年 男児 友人関係 電話	<p>【相談内容】</p> <p>同級生からいやがらせを受けていて、学校に行くのが辛い。</p> <p>【相談室から】</p> <p>本人からの話では、学校で一ヶ月くらい前から複数人によるいやがらせが続いているということでした。現担任に自分から話し合いがしたいと申し出たが取り合ってもらえず、前担任にも相談したところ、話し合いの場が持たれました。（先生同士の情報共有）</p> <p>本人自身が希望する、本人たち同士での話し合いをし、その場で「ごめんね」の謝罪があつたが、1人だけいやがらせが続けていたため、こことよへの相談になりました。</p> <p>自分の思ったような変化がなかつたことで、今度はどうしたら良いかを相談員と一緒に考えていくと、「先生と相手の子に話し合って欲しい」という意見や、「その子のモヤモヤを自分にぶつけるのではなく、自己の中で解決していく方法を知って欲しい」と言う意見が出てきました。</p> <p>それを現担任に伝え、現担任と相手の子で話し合つてもらう一方で、現担任はクラスの中でみんなの問題として取り上げ、話し合いを持ってくれたとのことです。そこでは「嫌なことがあつたら、具体的に先生に直接話してほしい」とみんなの前で現担任が話し、みんなが共通理解している事で、本人の気持ちは楽になつてきました。</p> <p>その後、本人にも変化が見え、現担任に話し易くなり、心の支えが出来たと話してくれました。</p> <p>子どもが行動したことで次の行動がより明確化し、周りの教師が動き、自力での解決に至ることができました。</p>
事例③ 本人・父親 中学生 女子 友人関係 電話・面談	<p>【相談内容】</p> <p>友人 A から急に避けられるようになり、インスタでも悪口を言われていることを別の友人 B から聞いた。学校に行くのが嫌で朝起きられなくなってきた。どうしてこんな嫌がらせをされなきやいけないのか分からぬ。</p> <p>【相談室から】</p> <p>初回相談は父親でした。子どもがだんだん朝起きられなくなり、明るい表情で学校の話をしなくなつたので心配して子どもに話を聞いてみると、学校でいじめの様なことが起きていると話してくれました。父親は学校の対応にも不満があり、悲しさと悔しさと憤りの複雑な気持ちになったとのことです。こことよは「子</p>

ども中心」で進めていくことを伝え、親子での来室となりました。

親子別々で面談をすると、父親が我が子を思うあまり、感情的な処分を口にする一方、子ども本人はこれから毎日安心して学校生活を送れるようにしたいと、親子の思いにはズレがありました。

子ども本人から丁寧に話を聞く中で、自分の対応にも落ち度があり、大したことじゃないと思っていたことで、相手は「適当に扱われた」と思い、嫌な思いをさせたかもしれない、相手の気持ちを想像できていなかったことに気づくことができました。

父親も「自分一人の感情で動いてしまい、申し訳ないことをした。子どもともっと話せばよかった」と本人の気持ちを置き去りにしてしまったことに気づかれたようでした。

その後、自分の思いや考えを学校の先生にも伝え、今は友人も和解し、元気に学校に行くことが出来ています。

自分の想像の中で相手の気持ちを推測し、思い込むのではなく、しっかりとお互いの気持ちを話し合う事、伝えあうことの大切さを知ることができて良かったと話してくれました。

3 調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合とがあります（豊田市子ども条例第22条第1項第2号及び第3号）。

(1) 申立案件

2022年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立てはありませんでした。

(2) 発意案件

2022年度、擁護委員による発意はありませんでした。

2021年度の＜発意案件H8-21＞については関係機関への聞き取りを行い、2022年8月23日に「調査・調整の結果等についての通知」にて、制度改善の要請を行いました。また、要請に対する2022年度の実施状況の報告を確認しました。今後、関係機関との懇談を行っていきます。

（要請及び報告書の内容については、次の通りです）

＜発意案件 H8-21＞

発意日 2021年12月27日

第2022-1号
2022年 8月23日

通 知 書

豊田市長
太田 慎彦 様

[REDACTED] 様

豊田市子どもの権利擁護委員 印

石井 拓児
山田 麻紗子
山谷 奈津子

豊田市子ども条例第22条第1項第3号の規定に基づく豊田市子どもの権利擁護委員による発意案件（第H8-21号）について、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

■調査・調整の結果等についての通知

2 通知内容

豊田市子ども条例第22条第1項第4号に基づき、下記のとおり制度などの改善の要請を行います。

制度などの改善の要請

豊田市子ども条例（以下「子ども条例」という）第22条第1項第4号に基づき、下記のとおり制度などの改善の要請を行います。

（当該放課後児童クラブに対し）

- 1 放課後児童クラブの支援員一人ひとりが「育ち学ぶ施設」で働く専門職員として、子どもの権利を侵害する不適切な指導を行うことがないように、子どもの権利条約や子ども条例の内容をしっかりと学ばせる研修を実施し、支援員に受講させてください。
- 2 熱中症対策について、豊田市作成の熱中症防止のためのマニュアルを遵守し、気温、湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な指標に応じて屋外活動の可否を決定し、子どもたち1人ひとりの状況に応じた対応をしてください。
- 3 子どもや保護者、支援員が、放課後児童クラブの問題点や改善点等について、専任支援員を通さず [] や次世代育成課に直接声を挙げられる体制づくりを構築してください。

また、次世代育成課に提出する自己評価について、専任支援員が評価するのではなく、他の支援員や次世代育成課が評価をしたり、自己評価のための保護者アンケートを実施したりするなど、多角的な視点を取り入れてください。

- 4 [] による放課後児童クラブへの訪問及び支援員への指導監督について、多様性を持った人材による多角的視点をもった訪問及び支援員への指導監督を実施してください。

また、支援員が不適切な対応を行った場合は、いったん現場からはずれてもらい、子どもの権利などについて学びなおしてもらう時間を設けるなどの対応をしてください。

（次世代育成課に対し）

- 1 放課後児童クラブの問題性を把握した場合は、速やかに改善するよう指導とともに、フォローワー体制を充実させ、確実に改善したかどうか確認をしてください。
- 2 委託業者である [] に対し、子どもや保護者の声が挙げやすいようなアンケートの実施方法や当該 [] の正確な実態がつかめるような集計方法を指導してください。
- 3 当該 [] に対して巡回している指導員について、多様性のある人材を確保し、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させてください。
- 4 多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するため、支援員の処遇の向上や待遇改善、適正な支援員の配置や施設設備の充実などを速やかに実施してください。

なお、子ども条例第24条第1項の規定に基づき、対応状況の報告を毎年度末、今後5年間求めます。

第1 自己発意案件とした経緯の概要

令和3年11月、豊田市内の放課後児童クラブ（以下、「当該クラブ」といいます）において、当該クラブの専任支援員（以下、「当該支援員」といいます）が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていましたことが判明しました。

豊田市では、平成22年にも別の放課後児童クラブにて支援員の不適切な言動があり、子どもの権利が侵害されているとして、子どもの権利擁護委員の発意を経て、制度改善や次世代育成課による支援訪問を継続してきた経緯があります。

にもかからわず、本事案において、放課後児童クラブにおける子どもの権利が侵害されたことを重く受け止め、本事案を権利擁護委員による発意案件とし、当該クラブを受託運営している [REDACTED]（以下、「当該 [REDACTED]」という）、豊田市次世代育成課（以下、「次世代育成課」といいます）の担当者から聴き取りを行うなどの調査を実施することにしました。

以下、聴き取りの調査経過、子どもの権利を侵害しているという視点からの調査結果、改善すべき点などについて、報告します。

なお、本件について、当該クラブに通っていた子どもの保護者からこことよに相談がありました。その後、保護者の方とつながることができず、こことよとして、解決に向けての対応ができませんでした。そこで、こことよの対応の経緯について、次世代育成課から意見を聴取し、その結果を本要請書の末尾にまとめています。

第2 調査経過

令和4年 1月 17日（月）	次世代育成課	資料受理
令和4年 3月 2日（水）	次世代育成課	聴き取り
令和4年 3月 9日（水）	次世代育成課	資料受理
令和4年 3月 19日（土）	次世代育成課	資料受理
令和4年 3月 24日（木）	[REDACTED]	聴き取り
令和4年 4月 6日（水）	次世代育成課	資料受理
令和4年 6月 15日（水）	次世代育成課	聴き取り

第3 調査結果

1 当該 [REDACTED] の問題点について

（1）当該支援員の子どもの人権に対する意識の欠如

子ども条例では、子どもたちに安心して過ごすことができる居場所を持つ権利や遊ぶ権利、自分の気持ちや考えを表明し気持ちや考えを尊重される権利が保障されています。

当該支援員が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしたことにより、子どもたちにとって安心して過ごす場所が奪われ、楽しく遊ぶ権利も侵害されてしまいました。

また、当該支援員が当該クラブにいる状況では、子どもたちが委縮し、自分の考

えや意見を言える雰囲気では到底なったことが推測されます。このような状況では、子どもたちが意見を表明する権利や気持ちを大事にしてもらえる権利も奪われています。

さらに、当該支援員は、熱中症リスクが高まる時季において、子どもたち1人1人の状況に応じた対応をとることなく、一律に屋外活動を実施しています。一歩間違えば尊い命が奪われることになりかねず、子どもたちが安心して生きていく権利を奪っています。

以上からは、当該支援員が子どもの権利についての意識が欠如しており、子どもに対する非常に重大な権利侵害が行われたと言わざるを得ません。

この点を改善するためには、すべての支援員の方に子どもの権利について知ってもらい、子どもの権利を大事にするという姿勢が重要です。子どもの権利条約や子ども条例をはじめとする子どもの権利に関する研修を受け、しっかりと子どもの権利について学ぶことが重要です。

また、熱中症対策については、気温、湿度、暑さ指数（W B G T）等の客観的な指標に応じて屋外活動の可否を決めるべきで、豊田市作成の熱中症防止のためのマニュアルを遵守し、子どもたち1人1人の状況に応じた対応をすることが大切だと考えます。

（2）当該支援員の問題性への把握がなされていなかった点（当該支援員への権限の集中）

当該支援員が威圧的な言動を繰り返していたことについて、当該クラブの子どもたちや保護者、他の支援員は目の当たりにしており、気づいてはいたものの、当該クラブでは専任支援員は当該支援員1人だったということや、当該支援員は保護者や支援員にも高圧的な態度を取っていたことから、他の支援員や子どもたち、保護者が当該支援員に直接物を言えない雰囲気でした。

また、年に1回保護者アンケートが実施されていましたが、アンケートを当該クラブが回収しており、当該支援員がアンケート内容を見ることができる仕組みになっていました。このようなアンケート方法では、当該支援員の問題性についてアンケートに書きづらく、当該■や次世代育成課が当該支援員の問題性について把握するのが難しい状況になっていました。

さらに、年に1回、当該クラブの運営等について自己評価をし、その結果を次世代育成課に提出していましたが、この自己評価自体を当該支援員が1人で行っており、客観的な評価がなされていませんでした。

以上のような問題点を改善するためには、子どもたちや保護者、他の支援員が、専任支援員を通さず当該■や次世代育成課に直接声を挙げられる体制づくりをすることが必要です。

また、保護者アンケートについても、当該クラブがアンケートを回収するのではなく、当該■や次世代育成課に直接届くよう、例えば回収箱を設置して専任支援員は中身を見られないようにするなどの工夫が必要です。

自己評価についても、専任支援員が自己評価するのではなく、他の支援員や次世代育成課が評価をしたり、自己評価のための保護者アンケートを実施したりするなど、多角的な視点を取り入れることが必要だと考えます。

(3) 当該支援員に対する指導体制の不備

当該■では、■職員である主任指導員が2ヶ月に1回、各クラブを訪問し、仮に問題があれば、その点を指摘したり、改善を要求したりしていました。

当該クラブにおいても、主任指導員が2ヶ月に1回訪問していましたが、当該支援員と当該クラブを訪問していた主任指導員は、従前の仕事が同一職域で同一世代であり、馴れ合いが極めて生じやすい状況にありました。つまり、従前の人間関係から、当該支援員の問題性を指摘することが困難で、同一職域出身であったこともあります、視野が非常に狭くなっていた可能性があります。

また、当該■の実質的な責任者についても、当該支援員と従前の仕事が同一職域で同一世代がありました。

このような指導体制では、客観的に見て、馴れ合いが生じていたと言わざるを得ず、当該支援員に対するチェック機能が十分に働いていなかつたと言えます。

改善策としては、多様性を持った人材を確保して、多角的な視点を取り入れたり、従前の人間関係（特に上下関係）を維持したままの指導体制について根本的に変えていったりする必要があると考えます。

また、保護者の声などから支援員に問題が生じた場合は、いったん現場からはずれてもらい、子どもの権利などについて学びなおしてもらう時間を設けるなどの対応が必要です。

(4) 研修体制の不備

当該■では、豊田市が開催する研修と当該■独自が主催する研修を受講することになっていましたが、当該支援員が研修を受けていたか、当該■がきちんと把握していませんでした。

また、放課後児童クラブを運営する上で、特に子どもの権利条約や子ども条例についての知識は必須であるところですが、当該■独自が主催する研修の内容に、子どもの権利に関するものが1つもありませんでした。

今後は、研修内容を充実させ、研修を受講したかどうかについて当該■がきちんと把握する必要があります。特に、子どもの権利についての研修は必須ですので、速やかに研修内容に盛り込む必要があります。

(5) ■自体の子どもの人権に対する意識が欠如していること

本件発生後、当該■の担当者から聴き取りを行った際、本件が起きた原因について、当該専任の資質の問題に終始しており、当該■の指導体制の不備や研修内容の不備などについての言及がありませんでした。

また、当該支援員は、以前、当該■の別のクラブで勤務していたときも、子どもへの厳しい指導について問題になったことがありましたが、当該■はその際当該支援員へ何ら対応することなく、当該クラブの専任支援員として異動させたこと

がありました。このように、当該■は、当該支援員の問題性を把握しても、何ら対応することなく、漫然と別のクラブに異動させ、再度同じような問題を引き起こしています。

以上からは、当該■自体に子どもの権利についての意識が欠如していると言わざるを得ず、当該■自体の意識を変えてもらう必要があります。

仮に、当該■自体の意識が変わらない場合は、当該■に放課後児童クラブの運営を委託すること自体に疑問を感じざるを得ません。

2 次世代育成課の問題点について

(1) ■に対する改善の指導が行き届いていないこと

次世代育成課は、年1回の保護者アンケートにおいて、当該支援員の問題点を指摘する声が上がっていることを把握していました。少なくとも令和2年度のアンケート結果には、そのような記載があるにもかかわらず、当該支援員の問題性は改善するに至っておらず、子どもたちの権利が侵害され続けてきました。

次世代育成課は、月に1回、委託業者である当該■と定期的に面談し、改善点があれば指摘するなどしていましたが、指摘するだけでその後のフォローが不十分でした。

当該■に問題点を指摘するだけでなく、当該■が問題点についてどのように捉え、改善計画をどのように立て、その結果どのように改善されたのか等について、確認する必要があります。

(2) アンケート方法の不備に対する指導が行き届いていないこと

年1回行っていた保護者アンケートは、アンケートの実施主体が当該■になっていたことや、アンケートを当該クラブが回収しており、当該支援員がアンケート内容を見る能够性が確保できることから、当該支援員の問題性についてアンケートに書きづらく、物が言いにくい状況になっていました。

また、アンケートの集計方法についても、自由記載欄に書かれていた内容を1人が書いたのかそれとも複数人が書いたのか不明であり、集計方法にも問題があったと言えます。

このようにアンケートの実施方法や集計方法に不備がありましたが、次世代育成課から当該■にアンケートの不備を指摘することはありませんでした。今後は、子どもや保護者の声が挙げやすいようなアンケートの実施方法や当該■の正確な実態がつかめるような集計方法を次世代育成課が当該■に指導すべきだと考えます。

(3) 巡回指導の問題点

次世代育成課は、委託業者である当該■に対し、2ヶ月に1回、巡回指導員を各クラブに派遣し、巡回指導員が各クラブにおいて子どもたちや支援員の様子を見たり、改善点がないか確認したりしていました。

巡回指導員は、当該クラブにおいて当該支援員の様子を見ていたにもかかわらず、

当該支援員の問題点を把握していませんでした。このような状況のもとでは、巡回指導員の子どもの人権に対する意識が低かったと言わざるを得ません。

また、巡回指導員も、当該支援員と従前の仕事が同一職域で同一世代であり、従前の人間関係から、当該支援員の問題性を指摘することが困難で、同一職域出身であったこともあります、視野が非常に狭くなっていた可能性があります。

今後は、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させが必要です。

3 こことよの対応について

当該クラブに通っていた子どもの保護者の方から、当該支援員について、こことよにも相談がありました。

こことよとしては、保護者の方に対し、まず次世代育成課に相談してもらい、その相談結果をこことよに知らせてもらうようにということで連絡を待っていましたが、その後、この保護者の方とつながることができませんでした。結果的に、子どもの権利に関する保護者からの訴えを尊重するという観点が不十分で、保護者の方から十分に話を聞くことなく、他機関に対応を任せてしまうことになってしまいました。

また、保護者の方からは、次世代育成課と情報を共有することについて了解を得ていましたが、うまく共有することができませんでした。

この点につき、こことよとして二度とこのようなことがないように、特に子どもの権利を深刻に侵害している事案については関係機関との意思の疎通性をよくするため、今回のこことよの対応の経緯について、次世代育成課から意見を聴取して、再発防止を図ることにしました。以下、次世代育成課から聴取した意見をまとめたものです。

「次世代育成課としては、こことよとの間で、守秘義務やこことよの独立性に反しない限りで、日頃から風通しをよくしておくことが大事だと考えます。適切に情報共有し、子どもの権利が回復するように協力し合うことが大切だと考えます。」

今後こことよとしては、子どもや保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、十分に話を聴き取り、特に子どもの権利を深刻に侵害している事案については、個別の案件ごとに個人情報の取扱いに十分に配慮した上で、他の関係機関と適切に連携して子どもの権利の回復に努めます。

第4 擁護委員の見解

1 放課後児童クラブは、子ども条例にいう「育ち学ぶ施設」として、子どもにとって最もいいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません（子ども条例第10条第1項）。

当該支援員が行った威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応は、上記のとおり、子どもの権利に対する重大な侵害であり、あってはならない不適切なものであると言わざるを得ません。

当該■には、「育ち学ぶ施設」としての役割や子どもたちへの向き合い方、子どもの最善の利益とは何かについて、今一度考えてもらいたいと思います。

- 2 また、児童福祉法において、放課後児童クラブは、「適切な遊び及び生活の場を与える」とされていて（同法第6条の3第2項）、家庭に代わる遊びと生活の場を用意するものですから、家庭的なものでなければなりません。放課後児童クラブが「第二の家」となるように落ち着いた雰囲気づくりを心掛け、学校とは違う休息の場を用意する必要があります。

また、それぞれ違う家庭の子どもたちが集まり、発達段階や個性が一人ひとり違う、家庭の状況もそれぞれ違いますから、支援員には福祉の観点も必要になります。そういった意味では、支援員の資質として、教育の分野に偏りすぎることなく、福祉の観点をはじめ多角的な視点をもった人材を確保することが大切です。支援員の人物選考の場面において、子どもの育ちの場にふさわしい人物かどうか、精査する必要があります。

- 3 さらに、子どもの最善の利益を守るためにには、子どもの数に対応できる支援員を配置する必要があります。可能であれば、専任支援員を2人体制にするなど支援員の充実が必要だと考えます。

また、多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するためには、支援員の待遇や処遇改善は必須であると考えます。

- 4 次世代育成課は、委託業者が子どもの権利を侵害していないかチェックする必要があり、当該■が再び子どもたちに不適切な指導を行うことがないよう、改善の様子を長期間にわたって確認する必要があります。

当該■以外の放課後児童クラブにおいても、これまで続けてきた支援訪問を継続し、子どもの権利が守られているか見守っていただきたいと思います。

- 5 こことよとしては、当該■の支援員への子どもの権利に関する研修や次世代育成課の巡回指導員に対する研修などに協力する用意はあります。

放課後児童クラブにおいて、今回のように子どもの権利を侵害するがないよう、この通知書に記載した制度改善が速やかに実施され、子どもにとって安心・安全で充実した制度になるよう期待しています。

豊次発第2711号
令和5年3月31日

令和4年度 報 告 書

豊田市子どもの権利擁護委員

山谷 奈津子 様

石井 拓児 様

渡邊 佐知子 様

豊田市子ども部次世代育成課

課長 宇佐美 由紀

2022年8月23日付 第2022-1号にて、通知のあった要請について、下記のとおり報告します。

記

<次世代育成課分>

1 放課後児童クラブの問題性を把握した場合は、速やかに改善するよう指導するとともに、フォローワーク体制を充実させ、確実に改善したかどうか確認してください。

→ 保護者からの意見やアンケート結果、また巡回相談員の巡回記録から、問題性を把握した場合は、速やかに委託事業者等へ連絡し、問題点を伝え、事業者に対し複数の改善策を提案しながら、対応を依頼します。市の方でも、担当長を中心に、地区担当や指導主事等、複数の職員で共有・相談しながら、フォローワーク体制をとり、市で行うべきことがあれば役割分担をするなど、現場や事業者を支援しています。

事業者からの報告を受け、不十分な点があった場合、さらなる対応を依頼・指導し、確実に改善するまで報告を求めます。また、各事業者とは毎月定例会を開催していますので、その後の経過もヒアリングし、確実な改善確認に努めています。

2 委託事業者である [] に対し、子どもや保護者の声が上げやすいようなアンケートの実施方法や当該 [] の正確な実態がつかめるような集計方法を指導してください。

→ アンケートは、クラブの支援員に中身がわからないように、封筒に入れ、回収箱等を設置して出していただくよう事業者に指導し実施しました。中身については、事業者が集計・分析し、問題点が確認できれば、事業者から各クラブへ状況確認し、必要に応じてクラブの支援員に対応方法を指導しています。

原本は集計結果とともに市に提出されるため、市の方でも確認し、気になる回答については説明を求め、確認を行いました。

3 当該 ■■■ に対して巡回している指導員について、多様性のある人材を確保し、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させてください。

→ 巡回相談員に対しては、子どもの権利に関するパンフレット等を用い説明・研修を行っています。また、今回いただいた通知書を巡回相談員にも回覧し、指摘事項を共有しています。

次年度、巡回相談員の業務内容等を見直し、改めて、「巡回相談員」の役割や子どもの権利に関する研修を実施します。また、人材についても、青少年相談センターにおいて、子どもに寄り添い、子どもの声を傾聴してきた教員 OB で校長経験者の他、養護教諭経験者の採用を予定しております。

4 多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するため、支援員の処遇の向上や待遇改善、適正な支援員の配置や施設整備の充実などを速やかに実施してください。

→ 子どもと接する支援員の人材確保はとても重要であり、そのための処遇・待遇の改善や働きやすい環境づくりに努めています。

支援員の処遇の向上・待遇改善については、委託事業者の協力も得ながら、令和 3 年度末から国の補助制度を市独自に拡充させ改善に努めました。

支援員の適正配置についても、どのクラブも、まずは子どもが安全・安心に過ごすことができ、現場の支援員が安定して運営できるよう、必要な人員を配置し、就労環境を整えています。

施設については、現施設が老朽化し、かつ参加児童数が増加傾向のクラブにおいて施設を更新しており、令和 4 年度は青木・井上・梅坪小の放課後施設を更新しました。また、支援員の負担を軽減し、子どもと接する時間を確保できるよう入退室管理システムを導入する準備を行いました。

今後も各学校の状況に応じ、子どもたちが安心して楽しく過ごせ、支援員が働きやすい環境整備を行います。

(3) その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合もあります。

2022年度に申立て・発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は14件(2021年度は8件)でした。(※相談内容は初回の主訴)

当該子ども	相談内容	調査・調整の内容
就学前の子	家族関係	児相、子ども家庭課との連携と情報収集
小学生低学年	心身の悩み	学校との連携と情報収集
小学生低学年	不登校	児相との連携と情報収集
小学生低学年	家庭内虐待	児相との連携と情報収集
小学生低学年	家庭内虐待	児相との連携と情報収集
小学生低学年	いじめ	パルクとの連携と情報収集
小学生低学年	子ども同士の暴力	学校教育課、学校、パルクとの連携と情報収集
小学生高学年	いじめ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学生高学年	いじめ	学校教育課、学校との連携と情報収集
小学生高学年	交友関係の悩み	パルク、児相との連携と情報収集
中学生	学校のルール	学校教育課、学校、児相との連携と情報収集
中学生	家族関係の悩み	学校教育課、学校との連携と情報収集
高校生	家庭内虐待	学校、警察、弁護士、児相、公営住宅センター、子ども家庭課、とよた男女共同参画センター、TIAとの連携と情報収集
中卒後の子	家庭内虐待	若サポとの連携と情報収集

※内容の欄において、各機関の名称を略称にしています。

- | | |
|---------|------------------------|
| ・児相 | … 豊田加茂児童・障害者相談センター |
| ・子ども家庭課 | … 豊田市子ども家庭課 |
| ・学校教育課 | … 豊田市教育委員会学校教育課 |
| ・パルク | … パルクとよた（豊田市青少年相談センター） |
| ・TIA | … 豊田市国際交流協会 |
| ・若サポ | … 豊田市若者サポートステーション |



4 発意に基づく支援活動

2010 年の発意案件では、放課後児童クラブにて支援員の不適切な言動があり、子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課から、対応状況の報告を 5 年間受けたそれ以後も、権利擁護委員からの要望により、各種研修やクラブ支援訪問を継続してきた経緯があります。

しかし、2021 年には別の放課後児童クラブにおいて、専任支援員が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていたことが判明し、2022 年 8 月 23 日に子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。

(23 ページに掲載)

支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても引き続き協力や参加をしていきます。

(1) 支援員研修

2022 年度も集合研修は行いませんでしたが、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

日程	研修内容
10 月	支援員研修資料（音声付き DVD） 「子どもの権利と放課後児童クラブ」 山田擁護委員

また、希望のあったクラブでは、権利擁護委員による研修を行いました。

日程	会場	事業者	クラブ名	講師
9 月 21 日（金）	寺部小	直営	あいあい	山谷擁護委員

(2) 支援訪問

日程	会場	事業者	クラブ名	参加者
9 月 28 日（水）	東広瀬小	振興会	おひさま クラブ	相談員
10 月 25 日（火）	寺部小	直営	あいあい	渡邊擁護委員
11 月 17 日（木）	浄水北小	浄水まごころ	紙ひこうき クラブ	相談員
1 月 25 日（水）	寿恵野小	トライ	のびのび	山谷擁護委員
2 月 16 日（木）	衣丘小	朝日丘	さくらんぼ	山谷擁護委員
3 月 17 日（金）	五ヶ丘小	ホームエクス	すくすく ルーム	渡邊擁護委員

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

- ・振興会 … 社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会
- ・浄水まごころ … 一般社団法人 浄水まごころスクール
- ・トライ … 株式会社 トライ
- ・朝日丘 … 一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ
- ・ホームエクス … ホームエクス株式会社

5 広報・啓発活動

相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関するこども」が定められています（豊田市子ども規則第15条第2項第4号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

ア カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらえるように、下表のとおり配布しました。

カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒に配布しました。



[カード]

[リーフレット]

※印の学年については、リーフレットも全児童・生徒対象に配布しました。

配布対象	配布物
市内小学校1年生※	リーフレット・カード
市内小学校2年生～6年生	カード
市内中学校1年生※	リーフレット・カード
市内中学校2年生・3年生	カード
豊田特別支援学校小学部※	リーフレット・カード
豊田特別支援学校中等部・高等部※	リーフレット・カード
市内県立高等学校	リーフレット・カード
市内私立高等学校	リーフレット・カード
県立豊田高等特別支援学校	リーフレット・カード

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点からCAPプログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※CAP=Child Assault Prevention「子どもへの暴力防止」

イ クリアファイル・マスクケースを配布

クリアファイルとマスクケースを作成し、イベント等で配布しました。



[マスクケース 表]



[マスクケース 裏]



[クリアファイル 表]



[クリアファイル 裏]

ウ 掲示について

相談室の前には、ことよのことをよく知ってもらうために、様々な掲示がしてあります。「どういうことを相談するの？」「子どもの権利ってどういうものがあるの？」など、子どもにも大人にも関心を持ってもらえるような掲示を心がけています。



エ 相談室だより

2020年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるように、お便りの名称を、相談室の愛称と同じ「こことよ」に変更しました。

小学校低学年向け「こことよ」と、高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小・中学校に例年通りの6月、10月、2月の年3回に配布しました。

2018年度から、相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談室に相談してからの流れを載せています。

相談室だよりは相談室からのお知らせのほかに、擁護委員から子どもたちへのメッセージなどを掲載しています。毎号掲載されるクイズ(答えは、子どもの権利や相談室に関することについて)が、子どもたちには好評なようです。

△小学校高学年・中学生向け相談室だより 第33号

クイズ

マンガ・アニメセリフ合せ
セリフとキャラクターの名前が合うものを線でつないでね!

① 世の中はすごく広いよね。そんなに広いんだから、少しだけちがうところがあつた方が、あたりまえだと思うけどなー。

② つだけ教えておこう。
きみはこれからも何度もつまづく。
でもそのたびに立ち直る強さを持ったんだよ。

③ ネットの中だからって、何でもやついいと思ったら、大間違だ!

④ 互いの幸せの邪魔をすることなく、互いの権利を尊重し、個々の幸せを求めていくのが、人間同士のあるべき姿。

⑤ ドラえもん 45年後のび太
⑥ サマー・ウォーズ 小磯健二
⑦ デスノート 夜神月
⑧ ぼのぼの ぼのぼの

一人で悩まないで、「こことよ」に相談してね!

「こことよ」
電話番号 0120-797-931
FAX番号 0565-33-9314
相談会員メールアドレス kodomo-soudan@city.toyota.oichi.jp
<相談室の場所> 豊田市文化センター4階
〒471-0034 豊田市木曽町1丁目25番地
相談できる日 水・木・土・日曜日 午後1時~午後8時
金曜日 午後1時~午後8時

こんなとき…
・家で学校で
ついでしないで困った
いじめられている
・物忘れやすい
・誰ともしゃべりながら
生活している

話ししてみたね
・自分のこと、家族のこと
うく活せなくて
話すのが大変だよ。
話すのが大変だよ。
話すのが大変だよ。
話すのが大変だよ。

いつしょに考える
あなたの気持ちを見つめ
いて、一番良い方法をいつしょに考
えます。

解決
元気になれた。
ほっほ。安心した。
ほつほ。安心した。
ほつほ。安心した。

調べる話し合う・支援する
・解決に向けて頑張る人たちに話を聞いてもらいたい。
協力をお願いします。
・あなたの考え気持ちを伝えることができます。

制度改善・勧告
・必要だと判断した場合には、制度改善をめることもできます。

はじめに、相談員が話を聽きます。
気軽に話してくださいね。

2022年6月 第33号

こことよ

～とよた子どもの権利相談室だより～

Q 推護委員に質問！ ①子どもの頃、興味があったことは？
②嫌なこと、思ひ通りにいかないことがあった時、どうでした？

山谷 希津子 権護委員
(弁護士)

石井 拓児 代表権護委員
(大学の先生)

山田 麻紗子 権護委員
(臨床心理士)

Q 推護委員に質問！ ①子どもの頃、興味があったことは？
②嫌なこと、思ひ通りにいかないことがあった時、どうでした？

①生活や遊びなど周りの状況などに興味がありました。今のようにガス、水道、テレビなどではなく、家の手伝いをして、子どもの仕事で、どうやつたら上手に火をつけられるか、そんなことも興味がありました。外遊びも大好きでした。②他の良い友達に相談したり、上級生に相談したりしていました。上の学年に兄姉がいる同級生が何人かいましたが、特に幼なじみのお兄さんは面倒見が良く、良い気恵を出してくれました。

①マンガを読んだり、アニメを見たりするのが好きでした。特に手塚治虫さんの描いた「リの鳥」や「ブルック・シャンク」が大好きで、何度も読み返していました。それが当り前の時代でした。風呂やご飯の時は、なれば、遊びに何か見えない、子どもの仕事で、どうやつたら上手に火をつけられるか、そんなことも興味がありました。外遊びも大好きでした。②他の良い友達に相談したり、上級生に相談したりしていました。上の学年に兄姉がいる同級生が何人かいましたが、特に幼なじみのお兄さんは面倒見が良く、良い気恵を出してくれました。

①運動が大好きで、ソフトボールやバスケ、陸上の距離など、たくさんスポーツをしていました。それで強くなかったですが、スポーツを通じて仲いい友達ができ、スポーツ部活動の仲間とはつながっていました。②友達や周りの人へ相談していました。なかなかうまく言えなくて、一人で悩んでいました。でも、それもなんだか「自分らしさ」なんども持つことができるようになりました。

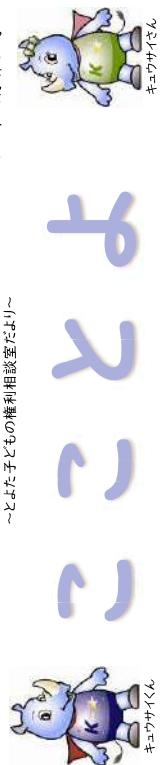
①生活や遊びなど周りの状況などに興味がありました。今のようにガス、水道、テレビなどではなく、家の手伝いをして、子どもの仕事で、どうやつたら上手に火をつけられるか、そんなことも興味がありました。外遊びも大好きでした。②他の良い友達に相談したり、上級生に相談したりしていました。上の学年に兄姉がいる同級生が何人かいましたが、特に幼なじみのお兄さんは面倒見が良く、良い気恵を出してくれました。

①運営が大好きで、ソフトボールやバスケ、陸上の距離など、たくさんスポーツをしていました。それで強くなかったですが、スポーツ部を通じて仲いい友達ができ、スポーツ部活動の仲間とはつながっていました。②友達や周りの人へ相談していました。なかなかうまく言えなくて、一人で悩んでいました。でも、それもなんだか「自分らしさ」なんども持つことができるようになりました。

①運営が大好きで、ソフトボールやバスケ、陸上の距離など、たくさんスポーツをしていました。それで強くなかったですが、スポーツ部を通じて仲いい友達ができ、スポーツ部活動の仲間とはつながっていました。②友達や周りの人へ相談していました。なかなかうまく言えなくて、一人で悩んでいました。でも、それもなんだか「自分らしさ」なんども持つことができるようになりました。

豊田市子ども条例ラスマップ
チルコ

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより 第34号＞



2022年10月 第34号

～とおたの子どもの権利相談だより～

こことよ



Q. 一人の時は何をするのが好きだった?

Q. 初めて好きな人ができたのはいつ?

読書です。日本の歴史全集を読んで、気分で時代を選んで読んでいました。

小学生5年生の時です。サッカーチームが良く赤いボロショックを着てました。放課後に友達と一緒にサッカーチームの練習を見るのが楽しみでした。

Q. 苦手な事はなんだった?



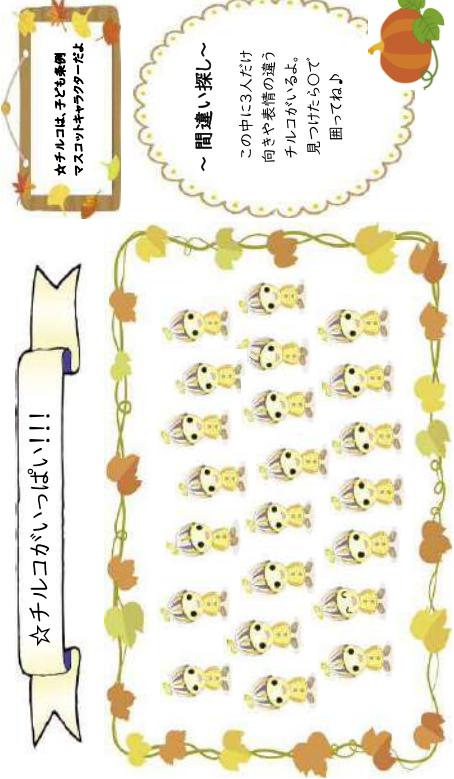
✿渡辺 佐和子 拥護委員✿
(元児童相談所 所長)

ケンカした時は、頭にきて何も考えなくなってしまいます。
自分が燃えなくてすこし落胆します。少し落胆してから「どこかいいかな?」と考え、友達にあやまります。

Q. 悩んだときは誰に相談した?

ひとりだと感じる
・さびしい、かなしい
と思う
・今の気持ちを聞いて
欲しい
・友だちとケンカした
・友だちとケンカした
・いわるされた、
してしまった
・どうしたらいいのか
分からない
・周りの人には話す
・納得できないことがある
・相談したことが、
解決できなかった
※秘密は守るよ!

学校からの帰り道で、長い時間友達に話を聞いてもらったり、親に話をするうちに頭の中が整理てきて、心が落ち着いてきました。



ことよ

ことよ

ことよ

ことよ

ここによは、あなたにとつて一番いい方法と一緒に考えるところです。
困った時には、一人で悩まず、ここによに相談してみよう！

こんなときには、相談してね



☆～相談できる曜日と時間～

水木・土日：午後～6時
金：午後～8時
◆0120-797-931
(家の電話・携帯からかけても無料です)
✉ kodomosoudan@city.toyonaka.osaka.jp



☆33号の答え☆

①エ ②ア

③イ ④ウ

相談員がゆっくり
みんなのお話を
聞いていくよ。

※秘密は守るよ！

～小学校高学年・中学生向け相談室だより 第35号～



～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ35号 2023年2月発行

みなさん、こんにちは。「とよた子どもの権利相談室」からのお便りです。このお便りは、年に3回（6月、10月、2月）発行していますので、読みでもらえたらうれしいです。（*^-^*）さて、今年度も残り2か月となりました。4月からは新しい環境で、新しい時間が始まりますね。今はその準備をするときでもあるので、ぜひ、この1年を振り返ってみてくださいね。

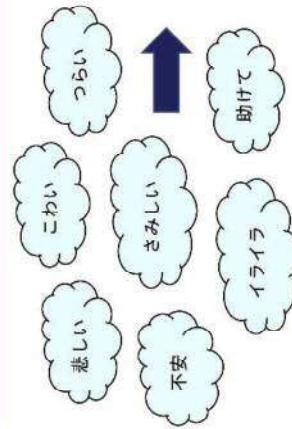
- ◆あなたは、自分のことを大切にできましたか？
- ◆あなたは、周りの人に大切にしてもらいましたか？

豊田市子ども条例
マスコットキャラクター チルコ



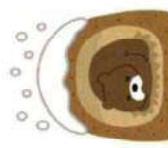
きもち

この1年、いろいろな「気持ち」と出会いましたね。
こんな気持ちになつたことはありますか？



相談することは恥ずかしいことじゃないし、カッコ悪いことでもないからね。（*^-^*）

3月で中学校を卒業する人も18歳まで相談できます。覚えておいてね！



答えはホームページにあるよ！

◆◆ クイズ ◆◆

「とよた市子ども条例」を知っていますか？

豊田市には、大切な子どもたちを守るためにルールがあります。

それが「とよた市子ども条例」です。そこでクイズです！

「とよた市子ども条例」には4つの権利があります。〈A〉の権利

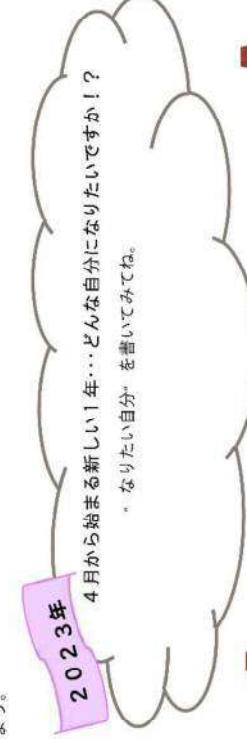
にはどんなものがあるか、〈B〉の中から選んでね。

《 A：4つの権利 》

《 B：権利の内容 》

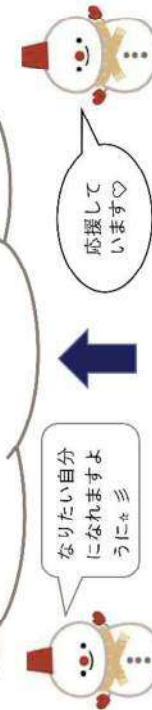
- | | |
|---------------|--------------------|
| （1）安心して生きる権利 | （ア）仲間を作り、集まることができる |
| （2）自分らしく生きる権利 | （イ）遊んだり、学んだりできる |
| （3）豊かに育つ権利 | （ウ）自由な時間がある |
| （4）参加する権利 | （エ）いじめや暴力を受けません |

「権利」は空気と同じで目には見えないけれど、権利のこと学び、知ることによって、確かに存在していることがわかると思います。これからも権利のことをいっしょに考えましょう。



2023年 4月から始まる新しい1年…どんな自分になりたいですか！?

なりたい自分を書いてみてね。



応援して
います△

なりたい自分になるために、あなたにできることは何ですか？
なりたい自分に近づくために、頑張りたいこと、やりたいことなどを書いてみてね。

0120
なくな
797-931
キュー サイ

こことよ



キュウサイくん

みんなさん、こんにちは!
ことのけんりようごいいらんしきだよ。
しつもんのこたえからどんなりとかそうぞうしてね。

<しつもん>

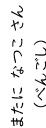
- ① 小学生のときすきだったきょうかはなあに?
- ② 小学校ですきだったきゅうしょくはなあに?
- ③ 小学生のころすきだったあそびはなあに?
- ④ こまつたときはどうでした?

こどものけんり ようごいいん

子どもの しあわせのために けんりを まもる しごとを しています。
みんなにとって いちばん いいほうを いつしょに かんがえるよ。



いいなたじさん
(だいがくのせんせい)



やまとになつこさん
(べんごじ)

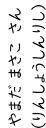
- ①友だちといつしょだったの、かっこはだのしく、どんなきょうかもすきでした。
- ②わたしが小学生だったころは、おほかかです。どうにかして、きゅうかもすきでした。
- ③ドッパンボールをしていた。どちらとさくせんをかんがえたりするのかすきでした。
- ④ともだちとけんかしたとき、がつこうにいくのが、こわくてこまつたこが、あります。でも、たすけてくれたのもおどだちでした。

こどものけんり ようごいいん

子どもの しあわせのために けんりを まもる しごとを しています。
みんなにとって いちばん いいほうを いつしょに かんがえるよ。



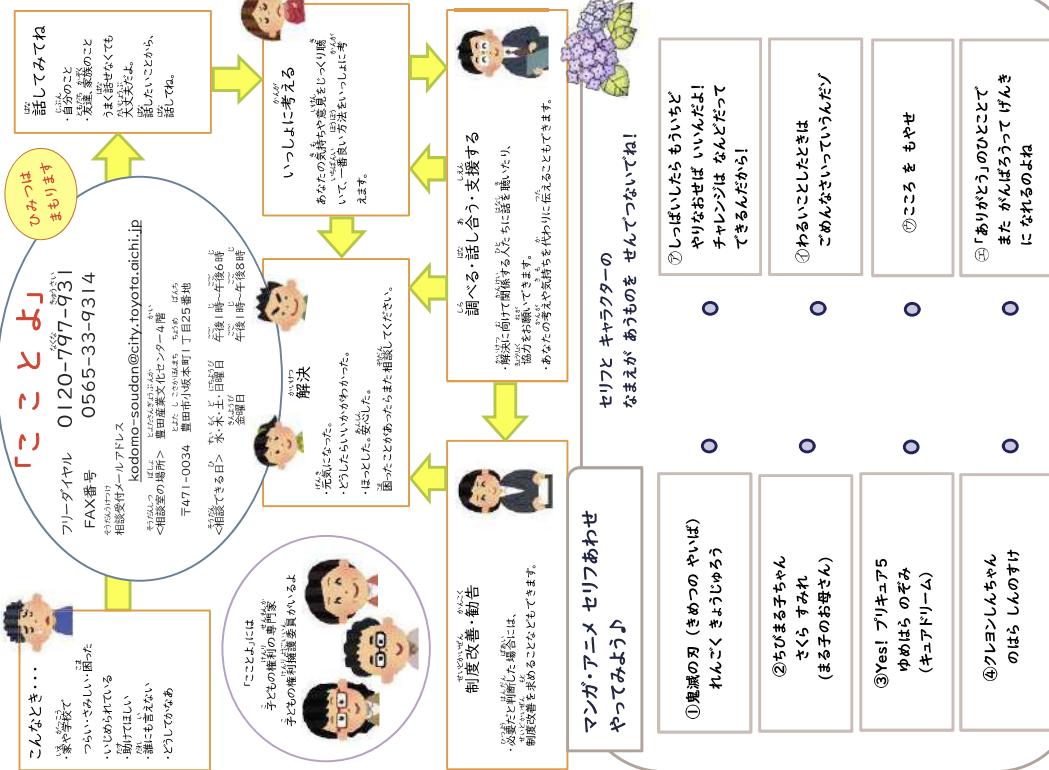
やまとになつこさん
(べんごじ)



やまとなまさこさん
(りんしょくしんりし)

- ①へんきょうはありますきてはありますんでいたので、やすみじかんとほがごになるのをずっとまっていました。
- ②やつぱり、カーテーですね。
- ③やすみじかんは、かからずドッパンボールをしていました。
- ④ともだちにそぞろんをしていました。なかなか人にいなくて、一人でないといったことをいってもうと、せつかりました。みんなもだれかにそだんしてみてですね。

一人で悩まないで、「ここによ」に相談してね!



＜小学校低学年向け相談室だより 第27号＞

やってみよう♪

チルコが12人いるよ。
このなかで、ほかのチルコ
ちがう子が2人います。
どれかな?

チルコは、
子どもじょうれい
マスクコットキャラクターだよ♪

こんなどきは、そだんしてね

こくごです。
ほんをよんだり、
さぶんをかくのが
好きでした。

すきだったきゅうしょくの
メニューはなに?

まぐろのたつたあげが
好きでした。

ようさいいんは、
こまつたどきに
いっしょにかんがえて
くれるひとだよ。

わだなべ さちこ ようざいいん
(もどじどうそだんしょしょう)

くやしかった
おもいておしゃれて!

あさきゅうしのこくばんに
じぶんのわるぐちが
あつたことです。
せんせいがいたので、おちついで
きました。

きがるに
おはなしして
ください♪

てんわや
メールでも
れんらく
してください♪

うだんできる ようび・じかん
水・木・土・日： 9:30～6:30
金： 9:30～8:30
☎ 0120-797-931
✉ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

★小1～4年用★

～とよたことものけんりそだんしつだより～

2022年10月 第27号

2022年10月 第27号

キュウサイくん

キュウサイくん

みなさん、こんにちは!

ここどよどものけんりそだんしつのあたらしい ようざいいんを
しようかいします。しつもんのこだえからどんなんひとかそぞうしてみてね。

Q しょうがくせいのとき
ことをきいてみよう♪

すきだった
きょうかはなに?

すきだったきゅうしょくの
メニューはなに?

まぐろのたつたあげが
好きでした。

ようさいいんは、
こまつたどきに
いっしょにかんがえて
くれるひとだよ。

わだなべ さちこ ようざいいん
(もどじどうそだんしょしょう)

くやしかった
おもいておしゃれて!

あさきゅうしのこくばんに
じぶんのわるぐちが
あつたことです。
せんせいがいたので、おちついで
きました。

こまつたどきは
どうしてたの?

おどうさんかおおかあさんに
おでみをかいていました。

26ごう こたえ

① ② ③ ④

＜小学校低学年向け相談室だより 第28号＞

こことよ



～とよた子どもの権利相談室だより～



～4年生用 こことよ28号 2023年2月発行

みなさん、こんにちは。「とよた子どものけんりそくうだんしょ」ことです。
このおたよりは、6月、10月、2月に出しています。よんでもらえたら
うれしいです♪

みんなさんは、4月からあたらしいがくねんになりますね。
えがおいっぱいの1年になるように、おうえんしています!

き も ち

こんなきもちになつたことはありますか?
あてはまるものがわつたら、いろをつけてみよう!

こんなきもちになつたら
「ここによ」に
そくだんしてね(*^へ^*)

0120-

797-931

なくな
キューーサイ

※お金はかかりません

じぶんのことでもいいし、おともだちのことでもいいよ!

△ でんわでそくうだんしてみよう ⑤

①おはなししたいことをかいてみよう。（たとえば、ともだちとけんかした）

ここにかいた
ことをおはな
してね

②かけたらでんわしよう！ **☎0120-797-931**

なくな キューーサイ

③さいしょにおんせいがなれます

普ルブル…
フリーダイヤルです。

ここによ
はい、ここよです。
おはなししたいこと
はどんなことかな？

④ここよのひとがはなします

なかなおり
したいんだけど
どうすればいい？

⑤あなたがはなします
えつど…ともだちと
けんかした…

◆◆◆ クイズコーナー ◆◆◆

「ここよ」のマスコットキャラ
クターは、どれでしょ？ ①②③
の中から一つえらんね

※こたえは、ホームページをみてね！

(2) 次世代育成課事業への協力

豊田市次世代育成課(R5 年度からこども・若者政策課)が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

ア 「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。



2010 年度に 5 分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で 1 コマを受けもつことが増え、2017 年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。2022 年度は新型コロナウイル

ス感染防止対策が引き続き徹底されている中、32 校 150 クラスの権利学習に参加することができました。たくさんの子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。さらに小学 3 年生、5 年生の権利学習後に振り返りシートを配布しました。授業の感想の他に、自由記述欄にて質問や相談のあった児童には、手紙で返信をしました。返信した児童数は、1 年生 3 名、3 年生 80 名、5 年生 66 名です。

中学校では、「みんなが幸せになる約束」をテーマに、自分たちで条例を考えるグループワークが行われます。そこで出された意見を踏まえて擁護委員が豊田市子ども条例と権利について話をしました。様々な意見が出される中、自分たちで考えた条例を通して「自分にとって」と「みんなにとって」の両面から権利を考える機会となっています。



小学1年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができるところがあることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。



小学3年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられるよう工夫をしました。



(小学3年生の授業の様子)

小学5年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な4つの権利について、身近な出来事を交えて説明したあと、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。



(小学5年生の授業の様子)

<2022年度 権利学習への参加実績>

学校名	学年(クラス数)	相談室参加者
青木小	1年生(4クラス)	相談員2名
	3年生(4クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員、相談員1名
	5年生(4クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
朝日小	3年生(3クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員、相談員1名
	5年生(3クラス)	石井擁護委員、渡邊擁護委員、相談員1名
飯野小	5年生(2クラス)	石井擁護委員、相談員1名
石畠小	1年生(1クラス)	相談員1名
	3年生(1クラス)	相談員1名
梅坪小	1年生(3クラス)	山田擁護委員、山谷擁護委員、相談員2名
	3年生(1クラス)	山田擁護委員、山谷擁護委員、相談員2名
	5年生(3クラス)	山田擁護委員、相談員2名
大林小	1年生(3クラス)	相談員2名
小渡小	1年生(1クラス)	相談員1名
	3・4年生(複式)	山谷擁護委員、相談員1名
	5・6年生(複式)	山谷擁護委員、相談員1名
小原中部 小	3年生(1クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
	5年生(1クラス)	相談員1名
加納小	3年生(3クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
	5年生(2クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
九久平小	1年生(1クラス)	相談員1名
	3年生(1クラス)	相談員1名
	5年生(2クラス)	相談員1名
幸海小	1年生(1クラス)	相談員1名
	3年生(1クラス)	相談員1名
	5年生(1クラス)	相談員1名
拳母小	1年生(4クラス)	石井擁護委員、山谷擁護委員、相談員3名
	3年生(3クラス)	石井擁護委員、山谷擁護委員、相談員3名
	5年生(2クラス)	石井擁護委員、山谷擁護委員、相談員3名
佐切小	1・2年生(複式)	相談員1名
	3・4年生(複式)	相談員1名
	5・6年生(複式)	相談員1名
浄水小	1年生(4クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
	3年生(4クラス)	石井擁護委員、相談員1名
	5年生(4クラス)	山谷擁護委員、相談員1名
浄水北小	1年生(3クラス)	相談員1名
	3年生(3クラス)	山田擁護委員、山谷擁護委員、相談員1名

寿恵野小	1年生（4 クラス）	山田擁護委員、渡邊擁護委員、相談員 2 名
	3年生（3 クラス）	山田擁護委員、渡邊擁護委員、相談員 2 名
	5年生（3 クラス）	山田擁護委員、渡邊擁護委員、相談員 2 名
竹村小	1年生（4 クラス）	相談員 2 名
	3年生（3 クラス）	石井擁護委員、山谷擁護委員、相談員 2 名
中金小	1年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3年生（1 クラス）	相談員 1 名
	5年生（1 クラス）	相談員 1 名
根川小	5年生（2 クラス）	相談員 1 名
野見小	5年生（2 クラス）	相談員 1 名
花山小	1年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3年生（1 クラス）	相談員 1 名
	5年生（1 クラス）	相談員 1 名
冷田小	1年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3年生（1 クラス）	相談員 1 名
	5年生（1 クラス）	相談員 1 名
東広瀬小	1年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
	5年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
東保見小	3年生（2 クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、相談員 1 名
	5年生（3 クラス）	石井擁護委員、渡邊擁護委員、相談員 2 名
東山小	5年生（2 クラス）	山田擁護委員、相談員 2 名
平井小	1年生（2 クラス）	相談員 2 名
	3年生（2 クラス）	間宮専門員、相談員 2 名
	5年生（2 クラス）	石井擁護委員、山田専門員、相談員 2 名
御蔵小	1・2年生（複式）	相談員 1 名
	3・4年生（複式）	相談員 1 名
	5・6年生（複式）	相談員 1 名
御作小	5年生（1 クラス）	相談員 1 名
若園小	1年生（5 クラス）	相談員 2 名
	3年生（4 クラス）	山田擁護委員、相談員 1 名
	5年生（4 クラス）	石井擁護委員、相談員 3 名
若林西小	1年生（2 クラス）	相談員 1 名
稻武中	2年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
高岡中	2年生（5 クラス）	石井擁護委員、山田擁護委員、山谷擁護委員、相談員 1 名

イ 中学校での子どもの権利啓発事業

2019年度からの新規事業として、子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。2020年度は延期となつたため今年度までの4年間ですべての中学校を対象に、教員向け事前研修、全校講演、権利学習授業を実施しました。

2022年度は、新型コロナウイルス感染防止対策をしながら研修や講演が10校で実施されました。擁護委員が教員向け事前研修と生徒向け全校講演について協力をしました。

<2022年度実施中学校>

逢妻中学校、旭中学校、井郷中学校、梅坪台中学校、猿投中学校、猿投台中学校、高岡中学校、前林中学校、松平中学校、若園中学校



(教員向け事前研修)



(放送室から全校生徒に向けた講演の様子)

ウ 子ども会議

令和4年度第1回豊田市子ども会議（7月）にて、子ども委員に対して石井擁護委員が「みんなで学ぶ子どもの権利～ひとりひとりがこの社会の主人公になるために～」と題して子どもの権利と尊厳について話をしました。



(第1回豊田市子ども会議、石井擁護委員講話の様子)

3月に行われた令和4年度豊田市子ども会議活動報告会では、こことよ（とよた子どもの権利相談室）の紹介をしました。

(3) 市民・大人への広報・啓発活動

ア 擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校・特別支援学校・子ども園・幼稚園の教職員、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。(53, 54 ページに掲載)

イ 掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市こころの健康相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳、豊田市子育て応援ハンドブック、豊田市家庭教育手帳（親ノート）に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

ウ その他

（ア）講師派遣活動

日程	対象者	題目
		講師
10月13日	保育士主任者会研修 公立こども園主任保育師、 私立こども園・認定こども園主任保育士 125名	子どもの権利条約と豊田市子ども条例に学ぶ保育づくり 石井擁護委員
10月14日	保育士経験年数別（9・10年目）研修 公立こども園保育師、 私立こども園・認定こども園保育士 59名	子どもの権利（人権）の理解を深めるために 山田擁護委員
11月21日	豊田市教育委員会職員研修 市職員、教員 51名	子どもの尊厳と権利を大切にする学校づくりの推進を —こども基本法の制定と地方教育行政の今後の役割— 石井擁護委員

※公立こども園では、幼稚園教諭と保育園保育士を併せて「保育師」という名称を使用しています

（イ）ホームページ

相談室の説明や擁護委員の紹介、相談室からのお知らせなどを掲載しています。擁護委員の写真も載せています。

また、相談室だよりのバックナンバーも見ることができるようになっています。

活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、隨時、更新しています。

ホームページをご覧の際は、「とよた子どもの権利相談室」又はこ

ことよ」で検索してください。

(ウ) 観察・取材

市内の各機関等から観察・取材を受けました。意見交換等も行うことができました。

また、学生の方々の見学や研究調査のための取材も受けました。

機関等	件数
社会教育主事研修生観察	1件 30名
インターンシップ生見学 (次世代育成課・青少年センター)	2件 6名
中学生職業体験生見学	2件 2名
修習生見学	1件 1名
大学生・大学院生取材	2件 7名

啓発カード配布のお願い、

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
小・中・高、特別支援学校児童生徒のみさんにはカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

一昨年度より、とよた子どもの権利相談室の愛称が「こここどよ」になりました。この愛称には、「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに毎年定時に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「こここどよ」「こここどよ」という意味を付けました。豊田市の子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知つてもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒にお読みいただければと思います。

『配布する際に云てほしいこと』

- ・一人で悩まず、抱えますに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こここどよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していくに頼らざるパートナーであります。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達ども、よい関係づくりをしていきます。子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

子どもたちに年3回配布している
おたよりの名称も「こここどよ」です。



キウクサイくん・キュウサイン
とよた子どもの権利相談室
マスクコトキャラクター

子どもたちの権利 擁護委員だより



2022年6月

教職員のみなさん、新型コロナの感染対策を講じながら、日々の教育活動に懸命に取り組んでおられるみなさまに心より敬意を表します。年度末、突如としての教員や学校と行った施設も標準となっています。その後、多くの民間人の業者が出ていることや、教員や学校と行った施設も標準となっています。そこには、情報に、小さな胸を傷めている子どもたちが多いのではないか、あるいはいつぞやに受け止められるのが難いとか、気持ちが深く沈み込んでしまうように思います。もし子どもたちの中に、この現象をどのように理解するかが私たちはありますか、子どもたちとともに、この出来事を受け止めるのが難いとか、気持ちが深く沈み込んでしまうように思います。

こうした状況で、子どもたちがみられる場合には、心の相談やケアをおすすめください。また、困ったときに相談できる場所として、子どもの権利相談室にこよなくあることをお伝えください。いま、世界中に差別や分析といった不平等な空気が広がっています。豊田市子ども条例は、子どもに安心して生きる権利や差別されない権利を保障しています。このような時代にこそ、すべての人々に人間としての尊厳があり生きる権利があるということだから、子どもたちにも一人ひとりちゃんと尊厳と権利があるということを伝えていきましょう。子どもの権利を学ぶことは、子どもにとっての希望の光になると思います。

代表派遣委員 石井 拓児

(名古屋大学教員)

1989(平成元)年に国連総会で「子どもの権利条約」が採抲され、日本が5年後に批准して今年で28年経ちました。数年前からようやく日本も、子どもを尊重する方針を具現化し始めました。例えば2016(平成28)年に厚生省法律に盛り込みました。「子どもの最善の利益、権利擁護、子どもの参加など」を規定し、今年3月に同改訂に開催する協力者会議が改訂案の投票を明らかにしました。注目すべき内容は、生徒指導は目前の問題に対応する課題解決的な指導だけではなく子どもの成長を促す指導、等の指導の充実、そして生徒(児童)一人一人の個を開拓する指導などです。また指導上の留意点として、子どもの権利が明確化されています。今後、学校における生徒(児童)の指導の方向や内容が変わります。こうした変更に対応するために、子どもたちの権利を学ぶことが大切です。豊田市子ども条例は、2007(平成19)年に、「子どもの権利条約」を基本に豊田市が独自に作りました。

「こここどよ」記念例に則り、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたち、ご家庭、先生方から子どもに関する相談をお受け、問題解決のために可能な手伝いをする方針を取っています。困った時には是非、お電話であるいは予約して対面でご相談ください。

擁護委員 山田 麻紗子

(臨床心理士・公認心理師)

新型コロナウィルスが駆除しない中、教員の皆さまにおかれましては、日々の感染防止対策等、引き続き様々なご努力をされていること思います。私は教諭として日々頃子ども達から、いじめ、体罰、不登校、虐待など色々な相談に乗つておりますが、相談までにいることが多い子どもは多く僅かだと感じます。原因の一つは、自分の権利が守られていない子たちがとても多いことが挙げられます。豊田市子ども条例では、いじめられない権利や、暴力を受けない権利も規定されています。複数の学校に訪問し、子どもにも「権利」があるんだよというお話をすると、そこで初めて自分がされていることはおかしいんだ。権利が守られないんだよと気づく子どもたちがいます。そういう意味でも、自分たちにどんな権利が認められているかを知るのはとても大事だと思います。権利と義務はセットだとおっしゃる方がいらっしゃいますが、それには間違いです。権利は、生まれただけで認められるもので、義務は果たさなくてはなりません。そのためには権利はあります。ただ、他の人を傷つけたり、わがままを言つついで「権利」ではないことをきちんと教えるのも大人の責任だと思います。相談先のひとつとして、こここどよについて、子ども達と一緒に考えていくのもいいかしわないとあります。教員の皆さまも子どもたちの最善の利益を一緒にと考えていただけるとありがたいと思います。

擁護委員 山谷 奈津子

(弁護士)

子どもの権利擁護委員制度と子どもの権利相談室（こことよ）の役割 —豊田市子ども条例は制定から15周年を迎えます—

豊田市子ども条例に示された子どもの権利の4つの柱

豊田市では、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、「**豊田市子ども条例**」を定めています。

条例はこの条例を2007年に制定し、条例はいよいよ制定15周年を迎えます。

条例は、子どもの権利を次の4つの柱で整理しています。
ひとつめは、「安心して生きる権利」（第5条）です。ここには、「命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること」や、「愛情と理解をもつてはぐくまれること」、「あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと」（いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られることが）などが含まれます。

ふたつめは、「自分らしく生きる権利」（第6条）です。この権利を保障するために、「ありのままの自分が認められるうこと」「個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられるること」を約束しています。また、「自分の気持ちや考え方を持ち、表現し、それにに基づいて行動すること」や「自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること」を認めています。

みつめは、「豊かに育つ権利」（第7条）です。条例は、子どもが豊かに育つために「様々な経験」をすることが重要だとして、「遊ぶこと」「学ぶこと」も「遊び」として承認しています。その他、「友達をつくること」や「自然に親しみること」を保障し、さらには、「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること」も権利として認めています。

よつめは、「参加する権利」（第8条）です。子どもは家庭でも学校でも、どこでも主体的に参加することを認め、「自分の気持ちや考え方を表現すること」と「表明した自分の気持ちや考えが尊重されることが」を保障しています。

豊田市子ども条例のねらい
マスコットキャラクター
チココ

- ③子どもが権利の侵害を受けていると認めるときには、自らの判断で調査すること。
- ④調査や調整の結果、必要と認めるとときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
- ⑤勧告や要請を受けたものに対して、是正指摘や制度などの改善の状況などの報告を求めるること。また、その内容を申立人などに伝えること。

子どもには「相談する権利があります—子どもの権利相談室（こことよ）の受動ー

- あたりまえのことですが、一人ひとりの子どもには、かけがいのない命と尊厳があります。しかし、もしも暴力や危険にさらされるなどして毎日を心配いや不安、恐怖のなかに過ごしているというような場合には、その子どもの尊厳は守られてはいけないことになります。
- 子どもには、安心して毎日を過ごせるよう、困ったことや心配なことがあれば、いつでもだれにでも相談ができる権利があります（豊田市子ども条例第5条の（7））。多くの子どもたちは、友達やきょうだい、先生、おうちの方など身近に信頼できる仲間や大人がいて、苦しいときや辛いときには相談したりなりたりすることによって、困難を乗り越えていきます。

悩みを抱えている子どもにぜひ「こことよ」をご案内ください
家庭や地域でさまざまな事情をかえながら子どもたちは懸命に生きています。もしも学校や教室のなかに、学校のお友達や先生にもなかなか相談しづらいような困りごとを抱えている子どもがいるような場合には、ぜひ、子どもの権利相談室（こことよ）をご案内いただければと思います。

子どもたちが毎日、「豊田市子ども条例（子どもの権利）」を目にすることができるよう、玄関や廊下や教室の中に掲示するなどして条例の普及にご協力ください。

子どもの権利と子どもの権利擁護制度

条例は、将来社会の担い手となる子どもたちに、自分らしさを大事にしながら、主体性をもつて社会と関わることのできる力を育むことを保障しようとしています。条例が上記の第5条から第8条まで保障している様々な子どもの権利は、合計で31もの項目に分んでいますが、どれも子どもたちにとって大切なものばかりです。

しかしながら、子どもの権利をいくら法律で定めたとしても、その法律が守られ、子どもたちに保障されなくては、意味がありません。あるいは、子どもや大人が、条例に定められている子どもの権利を知らないのでは、子どもの権利が守られる保障がありません。

そこで条例は、次のように、子どもの権利を周知することともに（条例第12条）、子どもの権利の侵害に対する救済と回復を図るために、子どもの権利擁護機関を設置することを定めています（条例第21条）。

豊田市では、条例の規定にちどりて、子どもの権利擁護委員を3名配置しています。子どもの権利擁護委員は、次の仕事を行います。

- ①子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。
- ②権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申請を受け、事実の調査や関係者の調整をすること。

ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。



「こことよ」は学校の教職員のみなさんからの相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも？」

「これって子どもの権利侵害じゃないの？」
学校の先生は、子どもたちの相談にいちばん接する機会が多いことがあります。判断に迷うような場合や、おひとりで対応することが難しいような場合も少なくないのです。しないでしそうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご活用ください。

6 研究・研修・会議

(1) 研究

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石

日時：2023年2月11日（土）12日（日）

会場：兵庫県明石市 西日本こども研修センターあかし、

内容：2月11日（土）

シンポジウム「自治体におけるまちづくりと「こども基本法。こども家庭庁」

○基調報告 「子ども基本法制と今後の自治体の子ども施策」

野村 武司 氏（東京経済大学教授）

○特別報告

「子ども施策における子どもの意見の反映—国際的動向を中心として」

平野 裕二 氏（子どもの権利条約総合研究運営委員）

○自治体報告

「子どもを本気で応援すれば、まちのみんなが幸せになれる」

泉 房穂 氏（明石市長）

○対談

「子ども施策における子どもの権利の具体化とまちづくり」

森田 明美（東洋大学名誉教授）/泉 房穂（明石市長）

2月12日（日）

分科会 相談室は、現地で下記の分科会に参加しました。

第1：子どもの相談・救済

第6：子ども条例

※擁護委員3名がオンライン参加、相談員1名と室長が現地参加しました。

(2) 研修

ア 市役所内研修

①ヤングケアラーに関する部局研修【次世代育成課主催】

日時：2022年 7月22日（金）室長参加

②LGBTをもっと理解しよう【とよた男女共同参画センター主催】

日時：2022年 8月26日（金）相談員1名参加

③児童虐待等実務研修【子ども家庭課主催】
子どもがいる家庭でのDVについて
日時：2022年 11月9日（水）相談員2名参加

④発達障がいに関する基礎研修会【障がい福祉課】
○子どもにおける発達障がい支援
日時：2022年 11月11日（金）相談員1名参加

○大人における発達障がい支援
日時：2022年 11月16日（水）相談員1名参加

イ パルクとよた公開セミナー

①内容：家庭教育について
講師：愛知県医療療育総合センター中央病院 吉川 徹 氏
日時：2023年6月24日（金） 相談員1名参加

②内容：自殺予防教育について
講師：豊田市スクールカウンセラー 花井 豊 氏
日時：2022年7月30日（金） 相談員1名参加

③内容：特別支援教育について（1）
講師：子ども発達センター 斎藤 啓子 氏
日時：2022年9月16日（金） 相談員1名参加

④内容：不登校対応について（1）
講師：豊田市スクールカウンセラー 堀 栄太郎 氏
日時：2022年10月21日（金） 相談員1名参加

⑤内容：いじめ問題について
講師：豊田市スクールカウンセラー 浅井 真奈美 氏
日時：2022年11月25日（金） 相談員1名参加

ウ 相談室内研修

（ア）擁護委員による相談員研修

①内容：子ども基本法
講師：石井擁護委員
日時：2022年12月6日（火）

②内容：児童相談所の業務と児童虐待への対応
講師：渡邊擁護委員
日時：2022年11月18日（金）

③内容：子どもの権利/子どもの権利条約/豊田市子ども条例
講師：山谷擁護委員
日時：2023年1月27日（金）

④内容：子どもの権利擁護機関と「こことよ」について
講師：山谷擁護委員
日時：2023年1月31日（火）

（3）会議

ア 拥護委員会議（子ども規則第6条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

第1回	日 時	主 な 議 題
第2回	5月20日（金）	パルクとよたとの意見交換会
第3回	5月25日（水）	市長への2021年度活動報告
第4回	5月31日（火）	豊田市教育委員会との意見交換会
第5回	6月15日（水）	豊田加茂児童・障害者相談センターとの意見交換会
第6回	6月15日（水）	市法務課との意見交換会
第7回	7月12日（火）	意見交換会の振り返り 他
第8回	8月23日（火）	権利学習事業について 他
第9回	11月11日（金）	豊田市の放課後施策について
第10回	12月19日（月）	合同会議 今後の行政機関との連携の在り方について
第11回	2月28日（火）	組織体制について
第12回	3月14日（火）	組織体制について
第13回	3月28日（火）	組織体制について



2022.5.25 太田市長への2021年度活動報告

イ ケース検討会議（原則第1、第3火曜日、R5.2月から毎週火曜日）
擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

ウ 担当者会議（随時）

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

エ 相談員会議（随時）

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

(4) 外部委員等

ア 豊田市いじめ防止対策委員会

各回、石井擁護委員が参加しました。

<第1回>

日時：2022年5月24日（火）14：30～15：30

<第2回>

日時：2022年10月11日（火）14：30～15：30

<第3回>

日時：2023年2月7日（火）14：30～15：30

イ 豊田市要保護児童・DV対策協議会

山田擁護委員が参加しました。

日時：2022年7月22日（金）14：00～15：30

ウ 子どもにやさしいまちづくり推進会議

石井擁護委員が参加しました。

日時：2022年8月4日（木）14：00～

エ 豊田市若者支援地域協議会

石井擁護委員が参加しました。

<代表者会議>

日時：2022年5月18日（水）14：00～

7 擁護委員からのメッセージ

こども基本法が施行されました —子どもの権利がもっと大事にされる社会を目指して—

豊田市子どもの権利擁護委員 山谷 奈津子

1 こども基本法の施行

1989年、国連で子どもの権利条約が批准され、日本はその5年後である1994年に子どもの権利条約を批准しました。

しかし、日本国内では子どもの権利条約を知っている大人や子どもはまだ少なく、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2019年に調査した結果において、「内容までよく知っている」と答えたのは、子ども8.9%、大人2.2%に過ぎず、「聞いたことがない」という回答は、子ども31.5%、大人42.9%でした。

日本が子どもの権利条約を批准した際、日本政府は現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備が行われませんでした。そのため、日本には子どもに関わる様々な個別の法律はありますが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律が存在しませんでした。

その中で、2016年の児童福祉法改正において、その理念に「児童の権利に関する条約（筆者注：子どもの権利条約のこと）の精神にのっとり」と書かれ、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と明記されたことは画期的でした。

しかし、子どもについては、子どもの包括的な権利や国の基本方針を定めた基本法が存在しておらず、それが子ども政策が後回しにされる一因となっていました。

2022年6月、子どもの権利条約の一般原則である、差別の禁止、子どもの最善の利益の優先、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重などの重要な子どもの権利が明記された、子ども政策の包括的な基本法（こども基本法）が制定され、2023年4月に施行されました。

こことよのように、子どもの権利を擁護する独立した機関（いわゆる子どもコミッショナー、オンブズパーソン）を国として設置することが必要であるとの声が上がっていたにもかかわらず、今回は設置が見送られるなど、課題はありますが、子どもの権利が国民全体に浸透し、子どもの権利がより大切にされる社会になることを願っています。

2 子どもの権利を巡る現状（発意案件を通じて）

活動報告書の22頁に詳細を記載しましたが、2021年に豊田市内の放課後児童クラブにおいて、当該クラブの支援員が子どもたちに対し威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていましたことが判明しました。

この案件が発生してしまった根本的な原因是、やはり、子どもの権利に対する意識の欠如、言い換えれば、子どもには権利があり、大人と同じように守らなければいけないものという意識が足りていなかったのだと思います。

大人には威圧的な言動はしないけれど、子どもにはしてもいい、という発想がどこかであったのではないかと思います。大人にはこういう言い方をするかな、自分のパートナーや同僚にはこういう言動をするかな、という視点で子どもに接していただければと思います。

また、こども基本法には、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会が確保されることが基本理念として規定されています（こども基本法第3条3号）。

子どもたちは、自己に直接関係する全ての事項、例えば、学校や放課後児童クラブ、家庭など全ての事柄について、自分の意見を表明する権利があります。しかし、残念ながら、子どもに意見を聞く仕組みが構築されていないことが多いのが現状です。上記の放課後児童クラブでの発意案件においても、威圧的な雰囲気の中では、子どもたちが自分の意見を言える権利や機会を確保されていませんでした。

子どもは意見を言えない、意見を言うべきではない、という風潮が日本にはあると思います。こども基本法が施行された今こそ、子どもの意見を尊重し、大人が子どもの意見に耳を傾けないといけない時期に来ていると思います。

こことよとしても、子どもには意見を表明する権利があるんだよ、どんどん意見を言ってもいいんだよ、ということを伝え続けたいと思います。

デジタル化社会と子どもの権利をめぐる新しい展開

豊田市子どもの権利擁護委員 石井 拓児

1. デジタル化社会における子どもの権利保護をめぐる新しい課題

いま、私たちの生活や社会のなかにものすごい勢いで「デジタル化」の波が押し寄せています。「デジタル化」は、多くの利便性と恩恵を私たちに与えてくれるものであることは間違いないませんが、その一方で、個人情報保護の観点や子どもの成長発達の観点から検討すべき課題も少なくありません。子どものデジタル利用において、犯罪に巻き込まれたり、あるいは子ども自身が犯罪に加担したりしてしまう事案も発生しています。世界保健機構（WHO）は、子どものスマホ利用による聴覚障害や視覚障害について警告を出していますし、「ゲーム依存症」を疾患（病気）として認定しています。子どもの倫理観や道徳観の形成に与える影響など、まだ検証中の課題もあります。

内閣府は、青少年インターネット利用環境実態調査を実施し、2歳児の62.6%がインターネットで動画等を見ているとの結果をまとめています。そのうえで、「ネット・スマホのある時代の子育て」と題する啓発パンフレットを作成して、過度なインターネットの使用につながらないよう保護者が時間管理等を適切に行うことや保護者のスマホにもフィルタリングやアプリの安全設定をしておくこと、インターネット上の情報が必ずしも正確ではないことを見極めることを含めインターネットに関する正しい理解を子どもも大人もいっしょに考えることなどを推奨しています。子どもの写真や動画をSNSにアップする際の注意事項、とりわけ自分の子ども以外の子どもが映っているものを無断でアップしないよう呼び掛けています。みなさんも、ぜひご確認をお願いします。

子どもの医療に関する研究や研究成果の普及啓発、子ども医療の充実や子どもの健康・福祉の向上にとりくむ医師や研究者らで構成されるいくつもの団体が、インターネットやスマホ、デジタル化社会のなかでの子育てや子どものデジタル利用に関して注意喚起をしています。日本小児保健協会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児期外科系関連学会協議会の4団体で構成する日本小児連絡協議会が、「子どもとICT（スマートフォン、タブレット端末など）の問題についての提言」を2015年に出しています。「提言」は、学校において子どもや保護者に対する情報モラル教育を推進することを求め、①ネット社会における著作権や個人情報の保護のルールを学ばせましょう、②ICTの使い過ぎによる健康障害やネット依存について学ばせましょう、③いじめなどのネットトラブル予防と発生時の対策について学ばせましょう、としています。

日本小児科医会は、「スマホに子守りをさせないで」「スマホの時間 わたしは何を失うか」「遊びは子どもの主食です—スマホを置いてふれあい遊びを—」というポスターを作成しています。「スマホの時間 わたしは何を失うか」ポスターでは、スマホ

の長時間利用による睡眠不足、学力低下、脳機能へのダメージ、体力低下、視力低下、コミュニケーション能力の低下などの影響を指摘しています。こうしたポスターを学校や公共施設でも大いに活用して、普及啓発をすすめることが大事になっています。

2. 教育DX・保育DXが何をもたらすか

子どもの権利保障の観点で検討しておかなければならぬのは、「デジタル化社会」における子どもの「自己情報コントロール」の権利です。学校では、一人一台タブレット端末の配布が完了し、授業その他学校教育活動のなかで利用される場面が一気に増えています。また、保育の領域でも、民間のテック企業（保育サービスにおけるアプリの利用を提供している会社）が次々と参入してきています。ある会社は、保育園・こども園が日常的に行っている子どもの発達の記録をアプリ上で入力して作成することのできる「発達記録機能」サービスや、写真撮影や保育士・保護者が記入したコメントから保育の振り返り資料や保育指導計画の作成をアプリで完結することができる「保育ドキュメンテーション」サービスといったものを提供しています。大学生の就職活動も、いまやインターネットサービスを利用する事が圧倒的で、学生のインターネットでの検索履歴を利用して「内定辞退スコア」を算出し、これを企業に提供するなどしていた事件も発覚しています（リクナビ事件）。

名古屋大学の稻葉一将教授らがまとめた『保育・教育のDXが子育て、学校、地方自治を変える』（自治体研究社、2022）では、自治体が行う「プッシュ型支援」の名のもとに、出生前の妊娠期から乳幼児期の家庭環境や生育環境がデータ化されてきていますし、学校や園での発達や学習の履歴もデータ化がすすむことによって、いわば個人情報が大量にデータとして連結される危険性が生じていると指摘しています。これに、就職状況や生活保護や国民健康保険等社会保障サービスの利用履歴といったデータも加われば、まさに生まれた時から（胎内に宿した時から）死ぬまで、個人情報がビッグデータとして取り扱われることになりかねないと言わなければなりません。

とりわけ多くの教育学者が懸念を表明しているのは、学校・園における教育と保育の実践場面で民間の学習アプリや保育アプリを利用した場合に、子どもの学習活動の「生」の情報がそのまま民間に集約される可能性です。いま、学習場面でアプリを活用すれば、子どもたちが入力した「考え」や「意見」といったものも、そして学習活動を通して獲得した「成績」といったものさえ、データとして蓄積される可能性があります。

もちろん、法律では、個人情報保護法によって、学習アプリや保育アプリの提供を通じて個人情報の収集を行う場合には、対象となる保護者と子どもたちにアプリの利用規約の説明と合意手続きを行わなければなりません。しかし、現実に、学校が利用しようとするアプリについて、保護者や子どもが「利用規約に同意しない」を選択することはとても難しいことです。自治体と学校と園が、保護者と子どもに対し、丁寧かつ慎重に合意の手続きをすすめることがきわめて大事になっています。とりわけ、データの取り扱われる主体であるはずの子ども自身の了解と納得が重要になるはず

で、果たして保護者の同意のみでデータ活用が許されると考えてよいでしょうか。

3. 子どもの「自己情報コントロール権」の重要性

国連子どもの権利委員会は、こうした状況を踏まえ、2021年3月2日に「デジタル環境との関連における子どもの権利についての一般的意見 25号」を出しています。この一般的意見を取りまとめるにあたって子どもの権利委員会は、子どもの意見を丁寧に聴き取っています。紹介されている意見には、

「政府、テクノロジー会社、先生たちには、オンラインの当てにならない情報に対応する手助けをしてほしい」

「自分のデータが実際どうなるのかについて、はっきりさせてほしい。…誰がデータを集めるの？どんなふうに集めるの？」

「自分のデータがシェアされることが心配」

といったものが掲載されています。たいへん重要な点です。これらの意見をふまえ、一般的意見 25号は、125 ものパラグラフにわたって詳細に各国政府や自治体に対する注意喚起を行っています。その内容は多岐にわたりますが、私はこのなかでも子どものプライバシーに対する権利（パラ 67～78）について取り上げたいと思います。

一般的意見は、プライバシーを「子どもたちの主体性、尊厳および安全ならびに権利行使とてきわめて重要である」とし、子どもたちの個人データは、「子どもたちに教育上、健康上その他の利益を提供する目的で処理されている」ものの、教育活動や保育実践の現場では、「子どもの身元、活動、位置情報、通信、感情、健康および人間関係に関するデータ」が含まれることになるとしています。繰り返し指摘しますが、学校でも園でも身体測定を行いますし、学力測定や運動能力を測定します。子どもの作文には、お友達と遊んだ場所や時間といった情報も含まれていますし、そのときどんなことを感じたのか、楽しかったり悲しかったりした感情が記されています。

重要なことは、これらのデータ（よく遊ぶ公園はどこか、仲の良い友達は誰か、親の職業は何か、等）は、組み合わせによって個人を特定することが可能であるということです。したがって一般的意見は、デジタル化が子どものプライバシーに対する権利侵害を引き起こす可能性があるのだと指摘するわけです。そして、これらの個人情報の特定が、人生のその後の段階においても影響を受け続ける場合があるとしていることも大事です。個人情報が特定され、進学や就職といった場面で個人情報が利用される可能性がないわけではないのだということを、自治体をはじめ、学校でも園でも、あるいは保護者のみなさんもよく理解しておく必要があります。

今日、個人情報を適切に保護し、自己情報を本員が知らないところで収集されたり不当に使われないようにする観点から、「自己情報コントロール権」というものが確立してきています。①個人情報の収集は制限が必要であり、本人同意が必要となること（収集制限の原則）、②情報収集の目的を明確化すること（目的明確化の原則）、③個人情報は目的外に使用することはできないこと（利用制限の原則）、④どのような個人情報を収集し、何に使うのか、だれが管理するのかといった情報をわかりやすく

示すこと（公開の原則）、⑤情報管理者に対して自己情報の有無を確認したり、情報内容の開示・消去・修正等を求めたりする権利があること（個人参加の原則）、⑥情報管理者はこれらの実施に責任を負うこと（責任の原則）などが原則となります。

4. 子どもの権利の新しい展開

「自己情報コントロール権」は、子どもの権利にも当然含まれるものとしてとらえるべきものであることは、以上より明らかです。子どもの自己情報コントロール権を確立する手立てが早急に整えられなければなりません。

先に紹介した稻葉一将教授は、「子どもの権利条例などの条例に、子どもの自己情報コントロール権を定めるなどして、ここに親も参加しながら、地方自治体が子どもの権利を保護実現できるのか否かが試されてくるように思われます」と述べています（前掲書、44-45頁）。そして、埼玉県北本市で2022年に定められた「北本市子どもの権利に関する条例」には、子どもの「守られる権利」のなかに、「自らに関する情報が不当に収集され、利用されること」（10条5号）が定められていることを紹介しています。2007年につくられた豊田市子ども条例は、第6条「自分らしく生きる権利」のなかに「(7) プライバシーや名誉が守られること」を位置づけています。とうぜん、子どもの自己情報コントロール権もこのなかに位置づいていると考えることができますし、新たに項目を起こしてもよいかもしれません。

前号で検討した気候変動・気候危機について、子どもの権利委員会はいま、一般的意見26号を準備しています。子どもの権利はこうやって、少しずつ、現実の問題に対応しながら深められ、発展してきています。私たち子どもの権利擁護委員も、絶えずこうした国際的・国内的な権利発展の動向をとらえ、みなさんとともに学習しながら子どもの権利救済・相談活動に取り組んでまいります。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

子どもの権利の基盤としての「安全・安心」の実現を目指して ～児童養護施設等における「安全委員会方式」の取組みから～

豊田市子どもの権利擁護委員 渡邊佐知子

1 はじめに

●最近の児童福祉の動向

2022年10月から子どもの権利擁護委員として活動しています。これまで名古屋市職員として保健・医療・福祉などの分野で計画の策定や施策の企画に取り組んだ後、7年間中央児童相談所長を務め退職。現在は児童相談所に附設する一時保護所「安全委員会」の委員長として、子どもたちの安全・安心を支援する活動を続けています。

近年、子どもの権利侵害である児童虐待が増加を続けており全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2021年度に207,659件となり（愛知県は10,323件）過去最多を更新しています。

2016年には児童福祉法が制定後初といわれる抜本的改正が行われ、「子どもの権利条約」にのっとり、「子どもが権利の主体」であることが児童福祉の理念として明記されています。児童相談所・市町村をはじめ児童福祉に関わる施設・事業などの活動においては、常に子どもの権利が保障されているかを確認しながら行なうことが求められています。

特に児童相談所には一時保護や施設入所等の措置を行う権限が与えられていることから、「ともすると強い声である大人の理論に流される危険があることを認識し、子どもの権利擁護の最後の砦であることを意識してその権限を適切に遅滞なく行使する責任がある」（児童相談所運営指針）とされています。

その後も2017年（司法関与の強化）、2019年（体罰禁止）、2022年（こども家庭センター等による包括的支援、子どもの権利擁護の環境整備、子どもの意見聴取・意見表明支援、懲戒権の削除）など次々と法改正され、児童福祉の分野は変革の真っただ中にあります。

その集大成となったのが2023年4月に施行されたこども基本法です。1994年に子どもの権利条約を批准してから約30年、ようやく長年の課題であった「子どもの権利に関する包括的な法律」が制定されたのです。基本理念として子どもの権利条約の4原則（①生命・生存・発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止）が明記され、国や地方公共団体はこれに基づいてこども施策（教育・雇用・医療・若者施策を含む）を計画・実施しなければならないとされています。

●子どもの声を聴く

子どもの権利条約の中でも、子どもの意見を聴き、それを尊重しつつ、子どもと一緒に最善の利益を考えることが特に重要とされています。

2019年、千葉県野田市で栗原心愛さんが父親の虐待により死亡した事件がありま

した。学校のアンケートで「お父さんにぼう力を受けています。先生どうにかできませんか」と書き児相に保護されましたが、その後家庭に帰され再び虐待を受けて亡くなりました。暴力を受けている人は「声」を出せなくなることが多いと言われていますが、その中で「声」を発した子ども自身のを感じるとともに、おとなが子どもの「声」を真摯に受け止めないことが子どもの命に関わることを教えてくれた事件です。

●子ども間暴力の深刻さ

虐待等で保護された子どもは児童相談所の一時保護所に入所となり家庭に戻すのが適当でないと判断されると児童養護施設等に措置されることになります。

しかしながら「職員が入所児童に虐待」という報道に見られるように、安全・安心のために保護された場所でも暴力・性暴力が起きています。

児童福祉法では「職員から子どもへの虐待」はもちろんのこと、「生活を共にする他の児童による虐待」の防止が明記され、施設・児童相談所・行政は「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に沿って暴力・性暴力への積極的な対応が求められています。これまであまり注目されてきませんでしたが、「子ども間の暴力」や「子どもから職員への暴力」も非常に深刻でいずれも死亡者が出ています。

厚生労働省が2018年に行った実態調査でも児童養護施設・一時保護所等において子ども間の暴力・性暴力が起きていることが明らかになっています。地域や施設を問わずどこでも起こりうることですが、問題の把握方法や有効な予防策が十分採られているとはいえない現状にあります。

暴力・性暴力が起きてから対応するのではなく、施設全体で日常的に予防的な取り組みを行なう仕組みの一つとして、田嶌誠一さん（九州大学名誉教授）が考案した「安全委員会方式」についてご紹介したいと思います。2006年に山口県内の児童養護施設で導入され、2023年3月現在、全国の32施設（愛知県内は5施設）で活動が行われています。

2 「安全委員会方式」とは

●2レベル3種の暴力への包括的対応

児童福祉施設に限らず、暴力はある程度の数の人間が閉鎖的な空間でストレスに満ちた生活を共にする時に起こりやすい性質があります。不本意に参加させられ出入りの自由度が低いいわゆる「不本意集団」では、様々な要因（発達特性・被虐待経験等）が重なることで暴力が起こりやすくなります。暴力だけでなく同性間・異性間の性暴力もあり、被害児が成長して加害児になるといった子ども間の「暴力の連鎖」も見られます。

施設内暴力には2レベル：①潜在的暴力（隠れて振るわれ把握するのが難しい暴力）と、②顕在的暴力があります。また3種類：①職員から子どもへの暴力、②子ども間の暴力、③子どもから職員への暴力があり、子どもたちの安全・安心を脅かしています。

「2レベル3種の暴力」はしばしば相互に関連しているので、いずれか一つの暴力だけを扱うと他の暴力が悪化することもあるため、「2レベル3種の暴力・性暴力へ

の包括的対応」が必要となります。

●基本的な対応

施設内暴力への対応の基本は、(1) 施設全体で「2 レベル3種の暴力」に取り組む、(2) 外部委員と職員から選ばれた委員で「安全委員会」を設置し外部の意見を入れて風通しのよい形で行う、(3) そのうえで子どもたちの成長に向けた個別の支援を行うことです。

具体的には、①安全委員会には大事な役割を担うおとなである児相と学校が参加する、②委員長は外部委員が務める、③定期的(月1回)に聞き取り調査と会議を行い、暴力等への対応を協議し実行する、④事件が起きたら緊急安全委員会を開催する、⑤4つの基本的対応(厳重注意、別室移動、一時保護・退所要請)、⑥暴力事件と結果の概要を子どもたちに周知(安全委員会だよりなど)、⑦暴力に代わる行動の学習を援助し「成長のエネルギー」を引き出すなどの活動を行っています。

●安全・安心のアセスメント

潜在的な暴力を把握するための環境づくりとして、死角(空間的・時間的・社会的)を洗い出し職員間で共有、そのうえで一人ひとりに月1回の聞き取り調査を行ないます。調査のポイントとしては、①自分の体験だけでなく目撃・伝聞情報についても聞く、②身体的暴力だけでなく、性暴力についても聞く、③被害だけでなく加害についても聞く、④子ども間の暴力だけでなく、職員や他のおとな(保護者も含む)からの暴力についても聞く、⑤睡眠や夢(よく眠れているか、怖い夢等をみていないか)について聞く、⑥他の子どもや職員のいいところを聞くなどです。

聞き取り調査は子どもにとってもおとなにとっても大事な時間です。「会いたかったよ」「楽しみにしてるよ」「本当に知りたいんだけど」とおとなが本気で聞くことによって、暴力をなくしていこうとしていることが子どもに伝わり、子どもの「訴える力」を引き出すことを目指しています。

●言葉で表現する

対応の基本は、①暴力を非暴力で抑える、②自分の気持ちや考えを言葉で表現できるよう援助、③代わりの行動の学習を援助、④成長のエネルギーを引き出すことができるよう援助しています。

子どもには、あらかじめ必要最小限の生活上の基本ルール(暴力をふるわない、帰園時刻を守る・深夜外出しないなど)を提示しておきます。暴力やトラブルがあったときは、そのときの自分の「気持ち」や「考えたこと」を尋ねます。振り返りとして①何がいけなかつたか、②そのときどうすればよかつたか、③今後同じ場面でどうするかを聞きます。うまく表現できない場合には、職員が「～という気持ちだったんじゃないかな」と代弁するなど言葉で表現できるように支援します。また日常生活でもよいところを認めて「仲良くしてるね」「よく我慢したね」など、その場で言葉にしてほめることを大切にしています。

● 3つの魔法の言葉

目標となる行動を簡単なフレーズで約束し、①叩かないで口で言おう、②やさしく言おう、③相手が悪くとも叩かないと、子どももおとなも守るべきルールとして言葉で言えるようにします。それでも暴力を繰り返す子どもには、①職員に話す、②その場を離れる、③深呼吸するなど自分に合った「落ち着く方法」を代わりの行動として職員と一緒に考えて実行します。

● クールダウンのための対応

子どもが暴力を止められない、職員に殴りかかる、パニックになって暴れ続けるような場合には、クールダウンのために特別な対応をとることもあります。複数の職員が安全な方法で「大丈夫だよ」と安心させる声掛けをしながら暴力等を抑える対応や、振り返りのために別室移動を行なうこともあります。別室では「かまいすぎないで」見守り、落ち着いたら行動を振り返り言葉で整理して代わりの行動を考えるようにします。他の子どもたちも不安な気持ちでいるので何があったか、どのように対応したかを知らせます。緊急対応についてはチームで動けるようマニュアル作成やロールプレイで準備するとともに、行き過ぎにならないように、子どもの視点から安全委員会でモニターする必要があります。

3 おわりに

最近のニュースを見ると児童虐待や保育所など児童福祉に関わる分野における子どもへの権利侵害が報道されています。しかしながら増加が続く児童虐待も施設等における暴力問題も把握できているのは氷山の一角に過ぎません。

子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されています。虐待家庭から保護され一時保護所や児童養護施設等に入所している子どもたちはこれらの権利が侵害されてきました。安全・安心な生活、子どもの権利が保障されて当然であるにもかかわらず、実際は暴力・性暴力が起きています。

「安全委員会方式」は一貫して子どもの権利の基盤としての「安全・安心」に焦点を当て続け、組織全体でモニターしながら支援する仕組みとして考案された子どもの権利擁護のシステムです。

集団内における暴力は、学校や部活・放課後児童クラブ、スポーツクラブなどにおいても起こりうることから、こうした分野においても「安全委員会方式」の取り組みを活用できるのではないでしょうか。

子どもを対象とする施設・事業に関わるおとなが子どもの権利への理解を深めるとともに、①子どものSOSを見逃していないか、②子どもに関することを決めるときに子どもの意見を聴いているか、③子どもが過ごす場所が子どもの権利を守るものになっているかを常に考え、日々の具体的な行動につなげていくことが大切ではないかと思います。

＜参考資料＞

- ・豊田市子ども条例
- ・豊田市子ども規則
- ・2022年度 擁護委員・相談員・室長 名簿



○豊田市子ども条例

平成19年10月9日

条例第70号

改正 平成25年6月28日条例第35号

平成26年10月1日条例第47号

平成27年3月26日条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

第7章 雜則（第31条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくり

を進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることができるふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にするよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めるこ。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。

- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考え方を受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考え方を受け止め、相談に応じ、対話などをしなけ

ればなりません。

- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

- 第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。
- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをしてるとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
 - 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
 - 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

- 第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。
- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないよう取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

- (2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用
- (3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待
- (4) 過激な暴力や性などの有害な情報
- (5) 犯罪の被害や加害
- (6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 拥護委員は、3人以内とします。
- 3 拥護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。
- 4 拥護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 拥護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 拥護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。
 - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
 - (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
 - (4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
 - (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
- 2 拥護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
 - (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。
 - (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。
 - (3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。
- (擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 拥護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 拥護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 拥護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさ

しいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

- 2 推進会議の委員は、30人以内とします。
- 3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関する知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。
- 6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- （1）子ども総合計画に関すること。
 - （2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。
 - （3）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。
 - 3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務を行います。
 - 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聞くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雜則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成20年3月規則第4号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第19条及び第6章の規定は同20年6月1日から、第5章の規定は同20年10月1日から施行)

附 則 (平成25年6月28日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

(豊田市社会福祉審議会条例の一部改正)

2 豊田市社会福祉審議会条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則 (平成27年3月26日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

(豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○豊田市子ども規則

平成20年3月28日

規則第3号

改正 平成20年9月30日規則第69号

平成24年12月27日規則第92号

平成26年3月25日規則第23号

平成26年10月1日規則第66号

平成27年3月18日規則第2号

平成27年3月26日規則第25号

平成30年3月26日規則第22号

令和2年12月24日規則第147号

令和5年3月30日規則第35号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第25条）

第5章 雜則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることができるふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

(3) 前2号に準ずる学校や施設

第2章 豊田市子ども会議

(委員)

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）

の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに
関することについて、意見を提出することができます。

2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公
表します。

3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

（兼職などの禁止）

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 拥護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができ
ません。

3 拥護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ず
るおそれがある職と兼ねることができません。

（代表擁護委員）

第6条 拥護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する
庶務を行います。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があ
らかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。

4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を
聴いて決めます。

（子どもの権利相談員）

第7条 摊護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

（相談及び救済の申立て）

第8条 何人も、摊護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、摊護委員及び相談員が行います。

（救済の申立書など）

第9条 救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのこととします。

（1）申立て人の氏名、年齢、住所及び電話番号

（2）申立て人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

（3）申立ての趣旨

（4）申立ての原因となる権利の侵害があった日

（5）権利の侵害の内容

（6）他の機関への相談などの状況

2 摊護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

（調査）

第10条 摊護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

（1）判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。

（2）裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。

（3）議会に請願又は陳情を行っているとき。

（4）申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、

正当な理由があるときを除きます。

- (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
- (8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあつた場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなつたときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害のは正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めるることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(身分証明証の提示)

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」といいます。）を豊田市小坂本町1丁目25番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、こども・若者政策課長の指示に従い、相談室の事務を管理します。

(相談室の開館日及び開館時間)

第16条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

開館日	開館時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前10時から午後6時まで
金曜日	午前10時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

(相談の受付)

第17条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第18条 条例第28条第1項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第19条 推進会議の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(会議の特例)

第20条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）を送信し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しません」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとします。

(委員)

第21条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第22条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」といいます。）については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第19条及び第20条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合（前項の規定により準用する第20条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。）には、同項の規定により準用する第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第23条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会（以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第19条及び第20条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

- 第24条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。
- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
 - 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
 - 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に対し出席を求め、説明や意見を聞くことができます。
 - 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
 - 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

(庶務)

- 第25条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第5章 雜則

(委任)

- 第26条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附 則（平成20年9月30日規則第69号）

この規則は、平成20年10月1日から施行します。

附 則（平成24年12月27日規則第92号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成26年10月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月26日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成30年3月26日規則第22号）

この規則は、平成30年8月1日から施行します。

附 則（令和2年12月24日規則第147号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日規則第35号）

この規則は、令和5年4月1日から施行します。

2022年度 擁護委員・相談員・室長 名簿

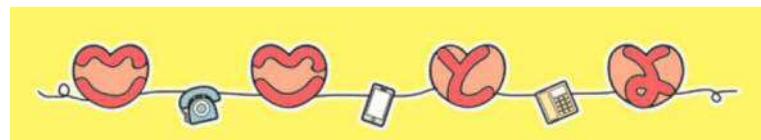
職名	氏名	職業等
子どもの権利擁護委員 (代表)	山谷 奈津子 	弁護士 (愛知県弁護士会)
子どもの権利擁護委員	石井 拓児 	名古屋大学大学院教授
子どもの権利擁護委員 (2022年9月30日まで)	山田 麻紗子 	臨床心理士 公認心理師 日本福祉大学客員研究所員
子どもの権利擁護委員 (2022年10月1日から)	渡邊 佐知子 	元名古屋中央児童相談所所長
子どもの権利相談員 (専門員) (2022年9月30日まで)	木全 和巳	日本福祉大学教授
子どもの権利相談員 (専門員)	大村 恵	愛知教育大学教授
子どもの権利相談員 (専門員)	間宮 静香	弁護士 (愛知県弁護士会)
子どもの権利相談員 (専門員) (2022年10月1日から)	山田 麻紗子	臨床心理士 公認心理師 日本福祉大学客員研究所員
子どもの権利相談員 (専門職)	木村 浩美	豊田市会計年度任用職員
子どもの権利相談員 (専門職)(2022.9.1~)	端谷 真弓	同
子どもの権利相談員 (一般職)	渡邊 明日香	同
子どもの権利相談 (一般職)(2022.6.1~)	石田 優美	同
子どもの権利相談員 (一般職)(~2022.12末)	村上 由美	同
室長	加藤 美貴子	次世代育成課職員

あとがき

豊田市では、2007年10月に子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあうことにより、豊田市の未来をになう子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に「豊田市子ども条例」を制定しました。条例では子どもの権利の侵害に対する救済と回復を支援するため「子どもの権利擁護委員」を置くとしています。そして相談の窓口として「とよた子どもの権利相談室」を、2008年10月に設置し14年8か月が経過しました。

この間、活動内容については、年次ごとに「活動報告書」によって、皆様に公表しております。

2020年5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。子どもの「心」を「豊かに」という意味を込められています。また、子ども会議の子ども委員が、愛称に「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加してくれました。



新型コロナウイルス感染症への対応が続き、大人も子どもも様々な影響を受けています。辛い状況になってしまった子どもたちの中には、声を上げたくても上げることができない子どもがいると考えられ、とても心配な状況です。

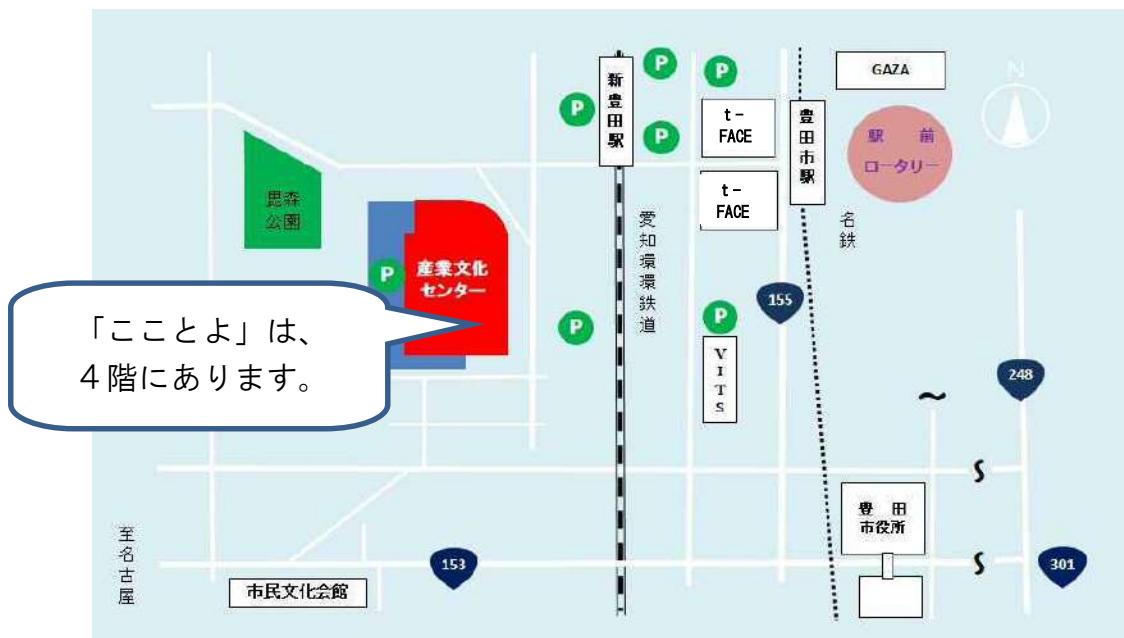
そんな中でも、この新しいロゴは、電話や線でつなぐことで、子どもたちと「こことよ」はつながっていることを表現しています。

「こことよ」は、独立性、第三者性の機能を持つ相談機関として、子どもをとりまくあらゆる関係者との連携・協力の中で「子どもにとって一番いいこと」を目指し子どもと共に解決を図ってまいります。

2023年6月

とよた子どもの権利相談室
室長 加藤 美貴子

<「こことよ」へのアクセス>



(電車で来る場合)

- ・名鉄「豊田市駅」下車
- ・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

(バスで来る場合)

- ・名鉄バス「豊田市」下車
- ・おいでんバス「新豊田駅西」下車

2022年度

豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室 活動報告書

2023年6月発行

発行：とよた子どもの権利相談室 こことよ

住所：〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

電話：0565-33-9317（事務局）

FAX：0565-33-9314

《こことよ相談専用電話》

0120-797-931 (フリーダイヤル)



子ども条例マスコットキャラクター

チルコ